

第12章 水 産 庁

第 1 節 資源管理の推進

1 我が国周辺漁業資源調査等

我が国周辺水域における水産資源について適切な管理と持続的利用の科学的基礎となる資源評価を実施するため、独立行政法人水産総合研究センターを中心に産学官の連携を図りながら資源調査を実施するとともに、資源評価についてその公表等を行った。

2 我が国周辺水域の水産資源の管理

(1) 資源回復計画の作成・実施

平成14年度より緊急に資源の回復を図ることが必要な魚種について、全国又は海域レベルで、休漁等を含む漁獲努力量の削減や資源の積極的な培養、漁場環境の保全等の資源回復措置を計画的に講じる魚種別資源回復計画を作成し、平成17年度からは、魚種別計画取組が困難な、定置網や底びき網等について、漁業種類に着目した多魚種にわたる包括的資源回復計画の作成に着手した。

水産庁は回復計画の円滑な作成及び進行管理を図るため、関係漁業者の意見のとりまとめを行うための漁業者協議会の開催等への支援を実施している。

平成17年度には、日本海沖合ベニズワイガニ、九州・山口北西海域トラフグ、南西諸島海域マチ類の3計画の広域資源における魚種別回復計画を作成した。

また大分県が大分県豊後水道域クルマエビ、宮崎県が宮崎海域カサゴ、長崎県が長崎県大村湾ナマコ、岩手県が岩手県ヒラメ、愛媛県が愛媛県伊予灘マコガレイ、神奈川県が神奈川県三浦半島アワビ、山口県が山口県瀬戸内海アサリ、滋賀県が滋賀県琵琶湖セタシミの8計画の地先資源における魚種別計画を作成した。

また、同計画に基づき作成される漁獲努力量削減実施計画により、漁業者が自主的に行う減船、休漁等について、漁業経営への影響に配慮した支援措置を行った。

(2) 漁獲可能量制度等の的確な推進

我が国は平成8年の「国連海洋法条約」締結に際して、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」(平成8年法律第77号)を制定し、平成9年から6魚種(さんま、すけとうだら、まあじ、まいわし、まさば及びごまさば、ずわいがに)を対象に、同法に基づく漁獲可能量(TAC)管理を開始した。平成10年には1魚種(するめいか)が追加され、現在7魚種を対象にTAC管理を行っている。

TACの適切かつ円滑な管理を推進するため、平成17年度においては、対象魚種の都道府県における採捕数量等の情報処理を行うためのコンピューターネットワークの整備等に対し助成を実施した。

また、平成13年に同法を一部改正し、漁獲努力量(TAE)管理制度を創設し、対象魚種とし平成14年に、あかがれい、さめがれい、さわら、とらふぐ、やなぎむしがれいの5魚種を指定し、その後、平成15年度においては、まがれいを、平成16年度には、いかなご、やりいか、平成17年度には、まこがれい(合計9魚種)を指定した。

3 持続的養殖生産の推進

我が国の養殖業は、戦後順調に成長を続け、沿岸漁業の重要な一部門を構成するに至っている。また、国連海洋法条約の発効により、我が国沿岸域の水産資源の適切な管理と有効利用に取り組むことが、国際的な責務となっていることから、沿岸漁業を安定的に発展させ、かつ、国民に対し水産物を安定的に供給するべく、持続的な養殖生産の確保を図ることが水産行政上重要な課題となっている。

しかしながら、養殖業の発展とともに、生産量の増大を目的とした過密養殖や過剰な餌料投与により、全国的に養殖漁場が悪化してきている状況にあった。このような養殖漁場の悪化は、養殖水産動植物の伝染性疾病の発生及びまん延の原因ともなっており、放置すれば最終的にはその漁場における養殖自体を不可能に至らしめることとなりかねないものである。

また、近年、我が国においては、養殖用の種苗を海外に依存する傾向が顕著であり、海外から養殖水産動植物の伝染性疾病が侵入する危険性が高まっている。

このような状況に適切に対処するため、養殖漁場の改善を促進するとともに、特定の養殖水産動植物の伝染性疾患のまん延を防止するための措置を講ずることとし、平成11年5月に「持続的養殖生産確保法」を制定した。

この法律に基づく漁場改善計画については、平成18年3月末現在で23道府県、457漁協が作成し知事等の認定を受けている。

4 溯河性さけ・ます人工ふ化放流事業

(1) 概 要

さけ・ます類は、食料の安定供給、北日本における漁業の振興を図る観点から、その資源の持続的利用の重要性は高く、水産資源保護法において、「農林水産大臣は、毎年度、さけ及びますの増殖を図るために独立行政法人さけ・ます資源管理センターが実施すべき人工ふ化放流に関する計画を定めなければならない。」とされている。

国際的には、「北太平洋における溯河性魚類の系群の保存のための条約」において母川国が第一義的な利益と責任を有するとともに、適正な資源管理義務が課せられている。また、地球環境保全に関する関係閣僚会議で決定した「新・生物多様性国家戦略」（平成14年3月27日）において、さけ・ます増殖事業の推進に当たっては、「北太平洋の生態系との調和を図り、生物として持つ種の特性と多様性を維持することに配慮する」とされている。

このように、さけ・ます資源の持続的利用を図るとともに、その適正な資源管理を推進することが重要となっている。

(2) 北海道及び本州におけるさけ・ます人工ふ化放流

北海道、東北6県、茨城県、新潟県、富山県、石川県の11道県において、さけ・ます人工ふ化放流事業が実施されている。これらの道県では、増殖団体、漁業協同組合、漁業生産組合が生産した稚魚を道県が買い上げて放流しており、この事業に対する支援を行なった。

また、さけ・ます人工ふ化放流事業の効果を確認するための資源動態等モニタリング調査、増殖実態調査、サクラマス資源量が、河川環境の悪化等により減少の一途をたどっているため、資源回復のための調査等に対する支援を行なった。

さらに、さけ・ます資源の効率的な造成を図るため、さけ・ます増殖施設の整備に対しても継続して支援を行なった。

表1 17年度センターが実施すべき人工ふ化放流計画
(農林水産大臣が水産政策審議会の答申を受けて定めた計画)

魚 種	放流数 (千尾)
さ け	158,000
からふとます	7,200
さくらます	3,430
べにざけ	270

表2 17年度北海道、本州における人工ふ化放流計画

魚 種	地 域	放流数 (千尾)
さ け	北海道	837,900
	本 州	810,900
からふとます	北海道	126,000
さくらます	北海道	5,448
	本 州	6,929

表3 17年度さけ・ます人工ふ化放流関連予算

	(千円)
独立行政法人さけ・ます資源管理センター	1,967,762
運営費交付金	1,747,671
施設整備費補助金	220,091
強い水産業づくり交付金	15,228,087の内数
〔うち、さけ種苗放流 さくらます等調査 さけ・ます増殖施設の整備〕	

5 内水面漁業振興対策事業

内水面漁業・養殖業は、淡水性魚介類の供給、種苗放流等を通じた水産資源の維持増大、釣り等レクリエーションの場の提供、中山間地域等における就業機会の創出、漁業活動を通じた内水面の環境保全等に寄与しており、近年、国民の自然環境の保全等に対する意識が高まるとともに余暇時間が増大していく中、健全な親水性レクリエーション等を通じたゆとりや潤いのある国民生活と余暇活動の提供などその役割は一層重要なものとなっている。

他方、内水面漁業・養殖業を取り巻く環境は、流域の改変、河川流量の減少などによる水生生物の生息環境の悪化に加え、ブラックバス等外来魚の生息域の拡大やカワウの急激な増加による食害問題などの生態系の変化、アユ冷水病やコイヘルペスウィルス病の蔓延などますます厳しい状況にある。

このような状況を踏まえ、内水面における生物生息環境の保全、水産動植物の増養殖の推進、地域の活性化等を図るため、各種の対策を講じているところである。

17年度は、生態系との調和、地域特性の活用、他産業との連携等を念頭におき、水産資源の増養殖基盤施設、漁業・養殖業の近代化施設や遊漁施設等の交流促

進施設などの整備に対する支援を行った。

またブラックバス等外来魚の生息状況調査、駆除、密放流防止の啓発活動等に対する支援を行うとともに、カワウの飛来・生息状況等の調査、食害防止措置や駆除等に対する支援を行い、また、

- ① 環境収容力等の河川環境を考慮したアユの増殖管理手法等の開発
- ② ブルーギルの生態的特性の解明と生態特性や地域特性を活用した繁殖抑制技術の開発
- ③ 遺伝的多様性に配慮した溪流魚の管理手法の開発
- ④ カワウによる放流稚魚の捕食防止技術の開発などを実施した。

さらに、内水面漁業・養殖業の振興を図っていくため、これらに携わる関係者の組織強化、地域住民や内水面利用者に対する内水面の利用に関する知識やマナー、外来魚の違法放流防止の啓発等を実施するとともに、養鰻業について、国際競争力のある持続的経営が可能となるよう構造調整の推進等を行った。

コイヘルペスウィルス病の蔓延や新潟中越地震で大きな影響を受けているコイ養殖業の振興を図るため、魚病の検査、魚病蔓延防止のための啓蒙活動、風評被害防止活動、震災復興対策等に対する支援を行った。

表4 17年度内水面関連予算

(単位：千円)

健全な内水面生態系復元等推進事業費	176,086
養鰻業振興対策事業費	32,400
強い水産業づくり交付金	15,228,087の内数
うち、内水面増養殖の推進 錦鯉生産地の震災復旧支援 内水面資源増殖等基盤施設の整備 内水面漁業近代化等施設の整備	

6 漁場環境及び生態系の保全

- (1) 内湾域に立地されている発電所の取放水による周辺海域の漁業に及ぼす影響調査等を実施した。

このほか、漁場環境監視体制の強化、漁業者による監視調査への参加、さらに廃棄物除去等による漁場環境の維持・保全等を推進するための都道府県への助成、漁場・海岸の美化運動の全国的展開、海浜美化指導員の養成、ボランティアによる海浜生物の生息調査の実施、漁場環境保全方針の策定及び広域レベルにおける漁場環境保全のための個別・具体方針化の検討を行う民間団体に対する助成を行った。

- (2) 赤潮による漁業被害防止のため、有害赤潮プランクトンの生理・生態の解明、赤潮の発生予察技術や防御技術の開発、養殖ノリの色落ち被害の原因となるケイ藻赤潮の被害対策を実施するとともに、プ

ラクトン同定研修会を開催した。また、赤潮・貝毒情報ネットワークシステムの充実を図った。

- (3) 原因者不明の油濁事故による漁業被害の救済と漁場の保全を図るため（財）漁場油濁被害救済基金が実施する救済事業等（審査認定事業、防除清掃費の支弁、油濁被害防止対策事業等）に対し助成した。
- (4) ダイオキシン類等の魚介類中における蓄積状況の全国的な実態把握、魚介類中のダイオキシン類削減方策の検討等を行った。このほか、内分泌かく乱物質の魚介類への影響調査等を行ったほか、内分泌かく乱物質による海産生物への影響評価手法の開発を行った。
- (5) 「日本の希少な野生水生生物に関するデータブック」の掲載種について、保存方法の検討を進めるため、緊急性の高く調査可能なものから現地調査及び増殖保存試験等を実施した。

また、トドの資源に悪影響を与えることなく、トドによる漁業被害を減らすための強化網の導入について北海道に助成を行った。

- (6) 豊かな漁場環境を維持する上で、森・川を含めた環境保全の取組が重要であることから、漁業者が山に木を植える活動を幅広い市民の理解と参加を得て全国的に展開するための啓発普及等を行う民間団体に対し助成を行った。
- (7) 有明海における海域環境の改善と漁業の振興を図るため、漁業者等からの意見を聞いた上で二枚貝資源の生産回復に資する海域環境改善技術の現地実証として、海水流動制御・覆砂漁場機能増進技術の開発や微細気泡装置による耕耘効果技術の開発を行った。

第2節 つくり育てる漁業の推進

1 栽培漁業振興対策

栽培漁業は、沿岸水産資源の維持増大施策の重要な柱として、38年度以降瀬戸内海に国の栽培漁業センターを設置し、主に種苗生産、放流等の栽培漁業の技術開発を実施してきた。52年度からは栽培漁業の全国発展を図るため海区毎に整備することとし、7年度までに16か所の栽培漁業センターを整備した。

さらに国の技術開発の成果をもとに種苗生産を行う県営栽培漁業センターの基本施設の整備（48～58年度全国37か所）に引き続き、増強施設の整備（55～63年度全国32か所）、拠点施設の整備（60年度から）、新技術導入施設の整備（平成元年度から）、海区拠点施設の整備（平成6年度から）及び種苗生産環境改良施設の

整備（平成9年度から）を進めている。

(1) 独立行政法人水産総合研究センターが実施する栽培漁業の推進に対する支援

平成14年に成立した「独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律」により、社団法人日本栽培漁業協会は、平成15年10月1日に独立行政法人水産総合研究センターと統合した。これにより、社団法人日本栽培漁業協会が委託事業として行っていた栽培漁業に関する技術開発の業務を、独立行政法人水産総合研究センターが実施することとなり、22億8,673万円を交付した。また、その業務に必要な栽培漁業センターの施設については、施設整備費7億9,714万円を補助した。

(2) 都道府県、漁協等が実施する栽培漁業の推進に対する補助

ア 県営栽培漁業センターの整備

資源回復計画の対象種等の種苗生産に必要な施設整備に3億2,522万円（補助率1/2）を補助した。

イ 都道府県等が実施する技術開発・効果実証

我が国沿岸の水産資源が総じて減少傾向にある中で、水産資源の維持・増大を図るため、重要な海産魚介類について、種苗生産技術の開発、放流効果調査等を行うため、国費6億267万円（補助率1/2、4/10、1/3）を補助した。

2 海面養殖業の振興対策

我が国の海面養殖業は、国民の水産物に対するニーズの高級化・多様化に対応して発展を続け、養殖業を含む沿岸漁業全体の生産額の半分近くを占めるまでに成長しており、地域によっては中心的な産業になっている。

しかしながら、近年は多くの養殖水産物で供給過剰等による魚価の低迷が見られ、また、養殖生産の国際化、自由貿易の進展による輸入水産物の増加など、厳しい情勢が山積している。このような問題点を克服し、海面養殖業が水産物の安定供給と沿岸地域の振興に貢献し続けるためには、国民の信頼を受けつつ養殖を持続的に推進できる体制づくりが必要である。

こうした状況を踏まえ、消費者ニーズの高級化・多様化に対応した安全な養殖水産物を安定的に供給し、豊かな食生活の実現と漁村地域の活性化を図るため、各種の対策を講じているところである。

17年度は、食品の生産方法等の履歴情報の提供に対する消費者の関心が高まっていることから、生産工程における詳細な履歴情報を記録・管理できるシステムの開発等を行った。

また、持続的養殖の推進や経営の高度化を図るべく、地域の特性に即した具体的な目標と達成手法を盛り込んだブランド化推進計画を策定し、その実現に向けて、計画的な生産・出荷、経営コスト削減、飼料対策、機器のリース等による省力化、漁場環境の保全等の実施、さらに持続的養殖生産確保法に基づく漁場改善計画の策定・実施に対する支援等を総合的に行った。

このほか、海面養殖業から水系へ排出される汚濁負荷を可能な限りなくすための更なる知見の収集と、それに基づく実用的技術・システム開発の実施、わかめ養殖業の生産コスト削減、作業省力化等を実現するための生産システムの開発及び品質の維持・向上のための優良種苗の開発、水産養殖に使用される水産用医薬品以外の資機材の調査・検討、海域特性を勘案した養殖漁場環境の指標及び基準の策定、高品質なアコヤ貝育成のための技術開発とへい死を防止するための管理方法の開発、消費者等の視点から新たな養殖業のあり方についての検討を行うとともにパイロット地区において生産情報の発信や消費者等との意見交換、新たな魚種の養殖技術開発と産業としての定着促進、養殖生産の省力化・合理化技術の開発等を実施した。

産業としての定着促進、養殖従事者の高齢化・担い手不足に対応した省力化技術の開発等を実施した。

第3節 漁業の担い手確保・育成対策

1 漁業労働力の確保等

我が国の漁業就業者は、この10年間で26%減少し、平成16年現在23万1千人となり、また、年齢階層別にみると65歳以上の高齢者の割合は全体の35%、60歳以上にあっては47%と高齢化しており、このような現状に対応するため、水産基本法及び水産基本計画に基づき、都道府県及び民間団体が有機的な連携を図りつつ人材の確保・育成を推進し、効率的かつ安定的な漁業経営を育成するため、次の事業について助成した。

(1) 担い手育成支援事業

社団法人大日本水産会及び都道府県等に設置された漁業就業者確保育成センターによる求人情報等の提供、地域情報提供体制の整備、漁業就業支援フェアの開催、漁業現場でのオリエンテーション（体験乗船等）の実施、水産業改良普及組織が中心となり行う後継者受入地域の合意形成、自立漁家を目指した実習、青年漁業者、漁村女性等が自発的に行う漁業技術・経営管理能力の向上等に関する活動の支援等。

(2) 福祉対策事業

漁村地域の福祉向上のため全国共済水産業協同組合連合会が昭和56年度から発足させた漁業者老齢福祉共済事業の推進等。

(3) 経営改善促進事業

全国漁業協同組合連合会が行う青年・女性漁業者グループのリーダー資質向上対策、漁業経営や地域活動等に関する取組の全国交流、中核的漁業者協業体の経営改善の取組や漁村女性等による起業的活動の取組等。

2 水産業改良普及事業

最近の沿岸漁業等をめぐる厳しい情勢を踏まえ、沿岸漁業の生産性の向上、漁家経営の改善等の課題を地域の特性に応じて解決することが重要となっており、水産業改良普及事業の推進に当たっては、組織体制の整備強化及び普及職員の資質の向上を図り、水産行政に即応した全国的に統一ある普及活動を展開することが緊要となっている。

このため、国は道府県に対して、水産業専門技術員及び水産業改良普及員の配置、水産業改良普及員室等の運営等普及事業の実施に要する経費について水産業改良普及事業交付金を交付した。

3 独立行政法人水産大学校

独立行政法人水産大学校は、中央省庁等改革の一環として、水産に関する教育・研究を実施する機関として、農林水産省組織令に基づく水産大学校の業務を引き継ぎ、平成13年4月1日に独立行政法人として設立された。

業務内容として、水産に関する学理及び技術の教授及び研究を行うことにより、水産業を担う人材の育成を図っており、この業務内容を実施するために17年度は運営費交付金21億1695万9千円を交付した。

第4節 水産制度金融

1 概況

17年度の漁業金融の状況をみると、18年3月末現在の全金融機関の総貸出残高は1兆5,563億円となり、前年比5.47%の減少となった。

これを漁業規模別にみると、中小沿岸漁業向けが1兆4,409億円、大規模漁業向けが1,153億円で、中小沿岸漁業向けが大宗を占めている。

次に金融機関別にみると、系統金融機関が1兆580億

円で最も大きく、一般金融機関が3,757億円、政府系金融機関が1,226,315億円となっている。これを前年と比べると、系統金融機関が3.1%、一般金融機関が10.9%、政府系金融機関が6.8%のそれぞれ減少となった。構成比をみると、系統金融機関が68.0%、一般金融機関が24.1%、政府系金融機関が7.9%となっている。

2 系統金融

(1) 貯金

17年度における漁協貯金は、表5のとおり、18年3月末で8,622億円となり、前年同期に比べ1,439億円(14.3%)の減少となった。

これは、漁協信用事業の信漁連への譲渡が進んだことが主な要因である。

表5 漁協貯金・漁協貯貸率の推移

(単位：億円、%)

	16/3月末	17/3月末	18/3月末
漁協貯金(A)	10,992	10,061	8,622
漁協貸出金(B)	3,686	3,037	2,445
漁協の貯貸率(B/A)	33.5	30.2	28.4

(2) 貸出金

17年度における漁協貸出金は、表6のとおり、18年3月末で2,445億円となり、前年同期に比べ592億円(19.2%)の減少となった。漁協の貯貸率については、前年同期に比べ1.8%減少し、28.4%となった。なお、漁協・信漁連・農林中金で構成される系統金融機関の18年3月末の貸出金残高を、上部機関からの借入金を差し引いた純残高ベースでみると、合計1兆580億円となり、対前年度333億円の減少となった。

表6 一般金融機関の漁業に対する貸付残高

(単位：億円、%)

	17/3月末	18/3月末	増加率
国内銀行銀行勘定	3,380	3,008	△11.0
信託勘定	10	0	△100.2
信用金庫	826	749	△9.3
計	4,216	3,757	△10.9

3 一般金融機関

銀行、信用金庫等一般金融機関の貸出状況は、表8のとおり、18年3月末で3,757億円である。

4 農林漁業金融公庫資金

農林漁業金融公庫は、農林漁業者に対し、農林漁業の生産力の維持増進に必要な長期かつ低利の資金の融通を行っており、水産関係資金としては、漁業経営改善支援資金、漁船資金、水産加工資金等8資金（農林漁業共通の資金を含む。）がある。

17年度の貸付決定額は表7のとおりで、水産業をめぐる近年の厳しい情勢の中で、164億円と前年度の7.7%増となった。

表7 農林漁業金融公庫資金貸付決定状況

(単位：百万円、%)			
資 金 名	16年度	17年度	17/16
漁業経営改善支援	5,212	3,373	64.7
構造改善推進（沿構）	-	-	-
漁業経営再建整備	-	-	-
中山間地域活性化	1,583	1,052	66.5
振興山村・過疎	556	278	50.0
漁業基盤整備	1,759	2,613	148.6
漁 船	1,125	469	41.7
農林漁業施設	538	4,890	908.9
水産加工	3,803	3,745	98.5
沿岸漁業経営安定	671	-	-
計	15,247	16,420	107.7

(単位未満四捨五入のため合計が合わないことがある。)

5 漁業近代化資金等の制度資金

(1) 漁業近代化資金

漁業近代化資金制度は、漁業者等の資本装備の高度化を図り、その経営の近代化に資することを目的として44年に創設され、漁業者等に対し、漁船資金を中心に長期かつ低利の施設資金等の融通を行ってきている。

17年度の融資実績は、272億円となっており、前年度より12億円減少した。

用途別にみると、前年度に比べ漁船が9億円、養殖用施設が6億円、加工用施設が1億円、漁具等施設が6億円、水産動植物の種苗購入・育成が12億円の増加となった。

表8 漁業近代化資金の用途別融資額

(単位：百万円、%)				
	金 額		構 成 比	
	16年度	17年度	16年度	17年度
都道府県承認分				
漁船（20トン以上）	582	672	2.1	2.5
漁船（20トン未満）	11,415	10,438	40.3	38.4
養殖用施設	1,237	617	4.4	2.3
加工用施設	3,344	3,228	11.8	11.9
漁具等施設	2,629	2,088	9.3	7.6
水産動植物の種苗購入・育成	8,868	10,059	31.3	37.0
共同利用施設	233	72	0.8	0.3
計	28,308	27,153	100.0	100.0
国の直接利子補給分				
共同利用施設	0	0	0.0	0.0
合 計	28,308	27,153	100.0	100.0

(単位未満四捨五入のため合計が合わないことがある。)

(2) その他の制度資金

主なものとして、漁業経営が困難となっている中小漁業者であって、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法に基づく漁業経営再建計画の認定を受けた中小漁業者の固定化債務の整理を行い漁業経営の再建を図ることを目的として51年度に創設した漁業経営維持安定資金がある。

なお、漁業経営維持安定資金については平成17年度より、国際規制関連経営安定資金については平成18年度よりそれぞれ都道府県へ税源移譲されている。(ただし、漁業者団体への直接助成金は除く。)

また、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法に基づく漁業経営改善計画の認定を受けた漁業者に対し、低利の短期運転資金を融通し経営の改善の円滑な推進を図るため7年度に創設した漁業経営改善促進資金については、17年度に57億円の貸付を行っており、前年度より10億円減少した。

表9 その他制度資金融資・貸付状況

(単位：百万円)		
資 金 名	16年度	17年度
漁業経営維持安定資金	768	(248)
国際規制関連経営安定資金	—	—
漁業経営再建資金	—	—
漁業経営改善促進資金（極度額）	6,688	6,688
漁業経営高度化促進支援資金	263	(57)

6 沿岸漁業改善資金

沿岸漁業改善資金制度は、沿岸漁業従事者等が経営、操業状態の改善を図るため自主的に近代的な漁業技術や合理的な漁業生産方式又は漁ろうの安全の確保等のための施設を導入し、又は生活の改善を図るため合理的な生活方式を導入することを促進するとともに、青年漁業者等による近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術の実地の修得や経営の基礎の形成を助長するため、沿岸漁業従事者等に対する中・短期の無利子資金の貸付を行う都道府県に対し国が必要な資金を助成する制度として54年に創設された。

表10 沿岸漁業改善資金状況

	14年度	15年度	16年度
経 営 等 改 善 資 金	2,509	2,219	2,322
生 活 改 善 資 金	44	45	48
青 年 漁 業 者 等 養 成	654	616	625
確 保 資 金			
合 計	3,207	2,880	2,995
補 助 金 交 付 額	12	11	5
対 象 都 道 府 県	41県	41県	41県

7 中小漁業融資保証保険制度

中小漁業融資保証保険制度は、「中小漁業融資保証法」に基づき中小漁業者等に対する金融機関の貸付について漁業信用基金協会がその債務を保証し、その保証につき独立行政法人農林漁業信用基金が保険を行うものである。

17年度の保証状況を見ると、年度中の保証額は1,270億円で前年比6.1%の減少となり、年度末保証残高は2,123億円で4.7%の減少となった。保証残高を金融機関別にみると、農中は対前年度比1.6%減、信漁連は0.7%減、漁協は12.1%減、銀行等は2.6%の減少となった。次に資金種類別にみると、漁業近代化資金は、前年比7.0%減、一般資金は2.2%の減少となった。

なお、17年度中の代位弁済額は42億円で前年比16億円の増加となり、この結果単年度事故率は3.1%、累計事故率は3.3%となった。

第5節 水産業協同組合

1 概 要

(1) 水産業協同組合の現況

18年3月末現在における水産業協同組合は、単位組合が3,174(沿海地区漁協1,476、内水面漁協878、業種別漁協161、漁業生産組合520、水産加工協139)、連合会が174(漁連129、信漁連34、水産加工連10、共水連1)、うち全国段階連合会が11となっている。

(2) 漁協系統をめぐる状況

我が国周辺水域の資源水準の低下による漁獲量の減少、魚価の低迷等による我が国漁業の不振を背景に、漁協系統をめぐる情勢も厳しさを増している。

このような状況の中で、漁協系統に対しては、水産基本法の理念である「水産物の安定的供給の確保」や「水産業の健全な発展」の実現に向けて、より積極的な役割を果たしていくことが期待されており、資源管理を始めとする水産業の新たな課題に的確に対応していくためには、漁協系統の組織・事業基盤強化が急務となっている。

2 漁業協同組合等特別対策事業

(1) 趣 旨

漁協系統が漁村地域における中核として期待される役割を十全に果たしていくため、その人的基盤の強化、財務面での健全化を図る事業を実施した。

(2) 内 容

認定漁協へつながる漁協合併等の円滑な推進に資するための啓発・普及活動、事業の健全化・適正化を図るための監査活動、漁協系統組織職員等の人材育成を行うための研修・教育活動、漁協系統の育成・強化を図るための近隣諸国の漁協系統組織との国際交流活動、漁協合併又は信用事業譲渡による漁協の財務状況の調査分析に要する経費に対して補助を行った。

3 地域漁業再生のための担い手定着促進事業

(1) 趣 旨

沿岸漁業の新規就業者、後継者等の担い手を、漁協自営漁業に受け入れて実務研修の場を提供したり、漁船を研修用に貸与する事業を行う際に、事業を適切に実施するための審査・指導、機器整備等に必要な経費を助成し、地域漁業の担い手の定着を推進することで、漁業生産力の維持・増大と漁村地域の活性化を図る。

(2) 内 容

資源管理等環境問題に精通した人材育成のための役員研修、資源管理等環境問題に取り組む非営利活動

① 審査・指導事業

県庁、融資機関、学識経験者などで組織する審査委員会を設置し、事業を希望する漁協における研修対象漁協種類等を確認するとともに、担い手の経験、資力等を考慮した研修メニュー等の審査、担い手に対する技術・安全指導及び修得状況の確認等に要する経費について補助を行った。

② 機器整備事業

担い手に実務経験を積ませるための漁協自営漁業の効率化・高度化に必要な機器及び担い手の研修用に貸与するための中古漁船の安全で効率的な操業のために必要な機器(推進機及び漁労機械)の整備に要する経費について補助を行った。

4 漁協等経営基盤強化対策事業

(1) 趣 旨

資源管理、担い手育成等の水産業の新たな課題を担うに足る基盤を備えた漁協(認定漁協)を育成するため、合併・事業統合を促進し、財務改善を図る漁協組織・事業の再編を進める対策を実施するとともに、漁協から信漁連への信用事業譲渡を推進するために、譲渡予定漁協に対する指導、信用事業を譲り受ける信漁連に対する信用事業実施基盤の強化を実施した。

(2) 内 容

① 漁協合併等促進対策事業

認定漁協につながる合併等を促進するため、合併等予定漁協を対象として、プロジェクトチーム派遣

による経営診断、漁協役員の意識啓発のための研修、地区合併協議会の推進、経営困難漁協に対する濃密経営指導等に要する経費に対して補助を行った。

②漁協経営体質強化等促進事業

合併等実施漁協の経営体質の強化及び信用事業を譲り受ける信漁連等の事業運営の交率化を図るための検討会の開催及び指導、職員の資質向上のための実務研修、事務の合理化のための機器（パソコン等）等の導入等に要する経費に対して補助を行った。

③利子補給事業

認定漁協につながる合併を行う漁協及び信漁連への信用事業譲渡を行う漁協が、合併等に伴い必要な借入をする際に、都道府県が行う利子補給に対して補助を行った。

5 国際漁業再編対策事業

(1) 事業の趣旨

我が国国際漁業をめぐる情勢が一段と厳しさを増している中で、現在の国際社会における我が国の立場を考えた場合、資源状態等に関する科学的根拠や漁獲実績をもとにした外交交渉によっても、我が国の国際漁業の存在を確保することが必ずしも可能な状況にはなく、漁業種類によって縮減やむなしとの判断をせざるを得ない局面が増加することが予想される。

この場合に重要なことは、漁業者のみならず、関係事業者及び従事者に影響の大きい減船をできる限り混乱なく進めることである。

このため、従来においては、漁獲割当を削減され、出漁できないという状態に至ってから余儀なくされていた減船について、新たに、国際的な情勢を基礎として計画的に実施するとともに、これに伴う所要の対策を総合的に講ずる仕組みを設けることにより、国際的漁業の再編対策を円滑かつ計画的に進めることとし、このことについて元年12月22日の閣議了解を行った。

(2) 事業の概要

ア 特定漁業再編整備対策

漁船の隻数の縮減を実施するための、減船漁業者への交付金の交付等を行う。

イ 減船漁業者および水産加工業者、資材供給漁業者等関連事業者の事業転換等対策

水産加工資金の融通、中小企業体質強化資金助成制度のうち事業転換等貸付等の活用により、新たな経済的環境の円滑な適応の確保に努める。

ウ 漁業離職者の雇用対策

減船の実施に伴い、特定漁業からの離職を余儀なくされたものについて、その実態に即応しつつ必要

に応じ、国際協定の締結に伴う漁業離職者に関する臨時措置法（昭和52年法律第94号）に基づく措置等を通じ、再就職の促進に努める。

(3) 事業の実績

これまで元年度に北洋はえなわ・さし網漁業及び東部ベーリングつぶ漁業、2～4年度に北洋さけ・ます漁業、3～5年度に北方底びき網漁業、4～6年度に公海流し網漁業、10年度に遠洋まぐろはえなわ漁業、13年度にたら等はえ縄漁業について本事業を行った。

第6節 水産物の流通加工・需給・消費対策

1 水産物の需給・価格動向

17年（1月～12月）における我が国の漁業・養殖業の総生産量は571万9千t（概数）で、前年に比べ1.0%減少した。

魚種別には、さば類等が増加し、かたくちいわし、まあじ、すけとうだら、ほっけ、さけ類等が減少した。

17年の産地価格は、産地水産物卸売価格指数総合では99.2（平12＝100）で、前年に比べ0.1%上昇した。

これは、さば類、さんま等の価格が低下したものの、さけ類（生）、かたくちいわし、まあじ等が上昇したためである。

17年の消費地価格は、消費地卸売価格指数総合では94.7（平12＝100）で、前年に比べ1.9%低下した。

これは、かつお、さんま等の価格が低下したものの、たら（冷）、かじき（冷）等が上昇したためである。

2 水産物の流通対策

(1) 水産物産地流通機能強化対策事業

（水産物流通・加工機能強化事業）

産地市場統合の促進等を通じた産地流通機能強化を図るため、県内産地市場の再編計画等についての検討会、市場動向調査、学校給食等への地域水産物の提供、統合市場・量販店等への派遣研修等を行った。事業実施主体は都道府県・漁業協同組合等であり、補助率1／2及び1／3で実施した。

(2) 国産水産物新需要創出ビジネスモデル事業

漁業関係団体が、食品産業、小売業とも連携して、消費者ニーズを的確に把握した水産物の供給やサービスの提供、産地から消費地への効率的な流通等、新たな需要の創出につながる取組を実施し、国産水産物を利用した魅力的なビジネスモデルの確立を図るため、

①消費者ニーズの的確な把握やその結果に基づく新たな水産物商品の企画、試作品の製造、最適出荷ルートの企画

②流通・消費段階と連携した水産物商品の流通・サービスの実証試験とそれに基づく市場評価やコストの分析

③国産水産物の品質特性、他産業における物流マネジメント及び既存のビジネスモデル特許についての調査、地域ブランドの保護（商標等）の可能性の検討等に必要な経費について、北海道漁業協同組合連合会、財団法人魚価安定基金等に補助を行った。

3 水産加工業対策

(1) 概況

水産加工品の生産量（以下使用する数値は、陸上加工のみ）は、原料魚の供給や需要の推移によって左右されるところが大きい。平成16年の水産加工品生産量（生鮮冷凍水産物を除く。）は212万9,597 tで前年並み、生鮮冷凍水産物の生産量は162万8,978 tで、前年に比べて5%（8万758 t）減少した。

ア ねり製品

ねり製品の生産量は66万322 tで、前年並みであった。このうち、かまぼこ類は44万9,576 tで、前年に比べて1%（3,618 t）減少したが、やきちくわは13万9,343 t、魚肉ハム・ソーセージ類は7万1,223 tで、前年に比べそれぞれ、2%（2,105 t）、5%（3,542 t）増加した。

イ 冷凍食品

冷凍食品の生産量は30万3,236 tで、前年に比べ5%（1万6,346 t）減少した。このうち、魚介類（切り身、むきえび等の加工品）は16万337 t、水産物調理食品は14万2,899 tで、前年に比べそれぞれ、1%（2,199 t）、9%（1万4,147 t）減少した。

ウ 乾製品

乾製品の生産量は33万2,872 tで、前年に比べ4%（1万3,808 t）減少した。このうち、煮干し品は6万2,860 tで前年に比べ23%（1万8,712 t）減少したが、素干し品は3万5,031 t、塩干品は23万4,981 tで、前年に比べそれぞれ、4%（1万3,808 t）、2%（3,627 t）増加した。

エ 塩蔵品

塩蔵品の生産量は、21万8,396 tで5%（9,449 t）減少した。このうち、さけ・ますは11万395 t、たらこ・すけとうだらこは1万8,183 tで、前年に比べそれぞれ15%（1万4,424 t）、11%（1,787 t）増加したが、さばは3万211 tで、前年に比べ17%（6,395 t）減少した。

オ くん製品

くん製品の生産量は1万3,707 tで、前年に比べ1%（189 t）増加した。

カ 節製品

節製品の生産量は10万9,839 tで、前年に比べ1%（931

t）減少した。このうち、節類は6万6,950 tで前年に比べ3%（1,769 t）減少し、削り節は4万2,889 tで前年に比べ2%（838 t）増加した。

キ その他の食品加工品

その他の食品加工品の生産量は49万1,895 tで、前年に比べ4%（1万9,849 t）増加した。このうち、調味加工品は33万9,912 t、水産物漬物は8万1,288 tで、前年に比べそれぞれ、9%（2万6,741 t）6%（4,356 t）増加したが、塩辛類は3万2,205 tで前年に比べ、5%（1,690 t）減少した。

ク 生鮮冷凍水産物

生鮮冷凍水産物の生産量は162万8,978 tで前年に比べ、5%（8万758 t）増加した。このうち、さけ・ます類は15万2,711 t、さば類は22万3,197 tで前年に比べそれぞれ、2%（2,362 t）、7%（1万5,472 t）増加したが、いわし類は30万9,661 tで3%（1万1,070 t）減少した。

(2) 主な水産加工業対策

ア 地域水産加工業の事業基盤強化を図るための再生強化方針策定、再生強化支援等を行う「水産加工地域再生強化推進事業」及び地域水産加工品のブランド化の推進を図るためのブランド検討、ブランド確立、ブランド普及等を行う「みなとまち水産加工振興推進事業」に関する取り組みを行った都道府県に対し、支援を行った。（強い水産業づくり交付金）

イ 近年の水産加工業をめぐる厳しい情勢に対応して、近海水産資源を原材料とする水産加工の高度化・差別化の促進と水産加工業の体質強化を図るため、「水産加工施設改良資金融通臨時措置法」（昭和52年法律第93号）に基づき、水産加工資金（融資枠72億円）の融通を措置した。

ウ 水産物の品質や安全に関する消費者ニーズに応えるため、水産業者が実施する産地市場等各流通段階における衛生管理向上のための活動を支援し、水産加工場における HACCP 方式導入の促進等を行う「水産物安全・安心推進強化事業」に対して助成した。

4 水産物の需給安定対策

(1) 魚価安定基金造成事業（水産物調整保管事業）

近年における水産物の価格変動に対処し産地及び消費地を通ずる水産物価格の安定を図るため、漁業生産者団体等が、主要水産物の調整保管事業（水揚げが集中して産地価格が低迷した際に漁業生産者団体等がこれを一定価格で買い取り、冷蔵庫等で調整保管し、価格が上昇した際に放出する事業）を実施した際、買取代金金利、保管料等を助成するために必要な資金を（財）魚価安定基金に造成した。

(2) 水産物流通グローバル化対策事業

水産物の適正な価格形成、流通の合理化に資するため、主要な産地及び消費地において、価格、入荷数量等に関する情報を収集し、生産・流通関係者に提供するとともに、水産物貿易統計の作成を実施した。さらに、これらの情報収集・分析のための電子情報ネットワークを推進した。事業の委託先は、社団法人漁業情報サービスセンターである。

5 水産物の輸出入

(1) 輸出入の概況

ア 輸 出

17年の水産物総輸出額は、1746億7488万円であり、前年に比べ、17.8%増加となった。

輸出額が増加した主な品目は、真珠、さけ・ます類、貝柱調整品等であり、逆に減少した品目は、まぐろ・かじき類等である（表11）。

また、輸出先別にみると、香港（25%）が最も大きく、次いで米国（18%）、中国（16%）、韓国（11%）、タイ（7%）と続いている。

表11 17年水産物輸出実績

単位：数量は^ℓ、〔 〕 干しのり千枚
金額は百万円、（ ）は千^ℓ

品 目	数 量	金 額
総 計	[31,009]	174,828
	468,169	(1,571,435)
(1) 真 珠	47	30,173
（真珠及び真珠製品）		(273,240)
(2) さけ・ます類	65,959	14,713
（生・冷・凍）		(128,201)
(3) 貝柱調整品	1,800	11,596
		(103,258)
(4) ほたて貝	6,224	10,294
（活生冷凍塩乾）		(96,620)
(5) まぐろ・かじき類	24,650	8,912
（生・冷・凍）		(80,351)

イ 輸 入

17年の水産物の総輸入額は、1兆6686億8800万円で、前年より1.9%増加した。

輸入額が増加した品目は、さけ・ます類、たらの卵等で、逆に減少した品目は、えび、まぐろ・かじき類、かに等である（表12）。

表12 17年水産物輸入実績

単位：数量は^ℓ
金額は百万円、（ ）は千^ℓ

品 目	数 量	金 額
総 計	3,343,284	1,668,668
		(15,095,701)
(1) え び	241,716	235,164

	（活・生・冷・凍）	(2,119,085)
(2) まぐろ・かじき類	337,098	219,037
	（生・冷・凍）	(1,989,178)
(3) さけ・ます類	224,827	109,466
	（生・冷・凍）	(989,939)
(4) か に	99,177	69,013
	（活・生・冷・凍）	(617,174)
(5) たらの卵	44,042	62,916
	（生冷凍塩干くん）	(582,398)

(2) 水産物の非自由化品目

我が国では、沿岸・沖合漁業の主要対象種等について、無秩序な輸入により国内の漁業生産及び需給に悪影響が生じないように輸入割当制度の対象種としている。昭和35年以降、漸次自由化され、現在の輸入割当品目は次のとおりである。

○活、生鮮、冷蔵、冷凍、乾燥、塩蔵、塩水漬けのさば、あじ、いわし、たら、すけとうだら、にしん、さんま及びぶり、並びにそれらの魚類のフィレ及びその他の魚肉、フィッシュミール。

○煮干し。

○冷蔵、冷凍、乾燥、塩蔵、塩水漬けのたらの卵。

○活、生鮮、冷蔵、冷凍、乾燥、塩蔵、塩水漬けのほたて貝、貝柱及びいか（もんごういかを除く）。

○食用ののり及びこんぶ、並びにそれらの調製食料品。

表13 17年度補助金等

（単位：千円）

水産バイオマスの資源化技術開発事業	31,836
うち水産加工残滓高度リサイクル推進事業	7,959
水産物持続的利用推進対策事業	31,793
水産物流通グローバル化対策事業	41,209
高品質水産加工品技術開発事業	26,464
水産物調整保管事業資金造成費	1,656,000
国産水産物新需要創出ビジネスモデル事業	181,275
水産物安全・安心推進強化事業	150,422
（水産物安全・安心消費推進対策費32,417含む）	

第7節 漁船損害等補償制度

1 概 況

漁船損害等補償制度は、漁船及び漁船積荷につき不慮の事故による損害をてん補するとともに、漁船の運航に伴う損害賠償、費用負担による損害をてん補すること等を目的とした制度であり、「漁船損害等補償法」（昭和27年法律第28号）に基づく漁船保険（普通保険、特殊保険）、漁船船主責任保険、漁船乗組船主保険、漁船積荷保険及び任意保険並びに「漁船乗組員給与保険

法」(昭和27年法律第212号)に基づく漁船乗組員給与保険から構成される。

これらの保険の元受は漁船保険組合が行っている。そのうち特殊保険及び漁船乗組員給与保険については国が再保険を行い、普通保険、漁船船主責任保険、漁船乗組船主保険、漁船積荷保険及び任意保険については漁船保険中央会が再保険を行い、さらにその一部につき国が再々保険を行っている。

2 漁船保険等事業

(1) 漁 船 保 険

この保険は、漁船につき、滅失、沈没、損傷その他の事故により生じた損害をてん補するものであり、戦乱等によらない事故により生じた損害をてん補する普通保険と、戦乱等による事故により生じた損害をてん補する特殊保険がある。普通保険には、これらの損害のみをてん補する普通損害保険と、これらの損害をてん補するとともに、保険期間が満了した場合に保険金額相当の保険金を支払う満期保険がある。

ア 普通保険

(ア) 普通保険の加入状況

17年度において普通保険に加入した漁船は、20万8,652隻、102万7,852 tである。このうち普通損害保険の加入隻数は20万4,105隻で、満期保険の加入は(継続分を含む)4,547隻である。

加入隻数を前年度に比べると総隻数では3,928隻減となっており、20 t未満階層では3,845隻(1.9%)減少し、20 t以上階層では83隻(4.3%)減少している。トン数階層別に普通保険の構成比を見ると動力漁船では、5 t未満が86.9%を占めており以下5～19 t 12.1%、20～49 t 0.1%、50～99 t 0.2%、100～999 t 0.6%となっており、無動力漁船は0.2%である。

次に17年12月31日現在の在籍漁船数と加入隻数を対比した隻数加入率をみると、加入総隻数では、63.5%の加入率となっており、このうち動力漁船では、5 t未満は62.7%、5～19 tは86.3%、20～49 tは82.5%、50～99 tは80.9%、100～999 tは82.8%となっており、無動力漁船は4.4%であった。

また、保険価額に対する保険金額の割合すなわち付保率は、動力漁船では5 t未満94.9%、5～19 t 93.6%、20～49 t 98.0%、50～99 t 98.3%、100～999 tは90.1%で動力漁船総数では93.5%、無動力漁船では96.7%を示しており、これらの引受保険金総額は1兆1,684億円であって、前年度に

比べて478億円の減を示している。

(イ) 保険事故

17年度において保険金を支払った普通保険事故は59,954件、支払保険金額は174億1,359万円であり、前年比7.7%の減となった。

(ウ) 漁具特約の引受及び事故

漁船に属する漁具については、特約がある場合のみ、その属する漁船とともに保険の目的とし得ることとなっており、普通保険においては、漁船とともに全損した場合に限りてん補することとなっている。

17年度において、漁具特約の引受件数は(特殊保険を含む)は660件で、保険金額は53億5,605万円であった。

なお、保険金を支払ったものは3件321万円であった。

イ 特殊保険

17年度の保険契約件数は217件で、保険金額は300億3,433万円であり、その内訳は北部漁場214件292億9933万円、西部漁場0件、南部漁場3件7億3,500万円であった。

なお、保険金を支払ったものは1件7,400万円であった。

(2) 漁船船主責任保険

この保険は、漁船の所有者又は使用者が、その所有し、若しくは所有権以外の権原に基づき使用する当該漁船の運航に伴って生じた費用で自己が負担しなければならないものを負担し、又は当該漁船の運航に伴って生じた損害につき自己の賠償責任に基づき賠償することによる損害をてん補するものである。

17年度の保険契約隻数は、基本損害205,276隻、乗客損害17,518隻、人命損害12,379隻で、保険金額はそれぞれ21兆3,248億1,500万円、6兆1,634億3,000万円、342億9,050万円であり、純保険料額はそれぞれ35億1,231万円、4億3,859万円、4,002万円であった。

なお、保険金を支払ったものは、基本損害2,113件22億833万円、乗客損害86件1億9,479万円、人命損害9件1,477万円であった。

(3) 漁船乗組船主保険

この保険は、漁船の所有者又は使用者であって、その所有し、又は所有権以外の権原に基づき使用する当該漁船の乗組員であるものにつき当該漁船の運航に伴って死亡及び障害の事故が生じた場合に一定の金額を支払うものである。

17年度の保険契約隻数は30,968隻で、保険金額は466億1,550万円であり、純保険料額は4,477万円であった。

なお、保険金を支払ったものは、24件3,438万円であった。

(4) 漁船積荷保険

この保険は、漁船の所有者又は使用者がその所有し、若しくは所有権以外の権原に基づき使用する漁船に積載した漁獲物等に生じた損害をてん補するものである。

17年度の保険契約隻数は783隻で、保険金額は841億2,071万円であり、純保険料額は1億7,466万円であった。

なお、保険金を支払ったものは、9件1億3,459万円であった。

(5) 任意保険

この保険は、①漁船により漁獲され漁船以外の船舶で漁場から運搬中の漁獲物又はその製品につき、滅失、流失、損傷その他の事故により生じた損害をてん補する転載積荷保険と、②スポーツ又はレクリエーションの用に供する小型の船舶（プレジャーボート）の運航に伴いプレジャーボートの所有者等が負担する賠償責任に基づく賠償等による損害をてん補するプレジャーボート責任保険の2種類がある。

17年度の保険契約隻数は、転載積荷保険79隻、プレジャーボート責任保険11,881隻で、保険金額はそれぞれ51億590万円、14,182億1,900万円であり、純保険料額はそれぞれ496万円、1億644万円であった。

なお、保険金を支払ったものは、プレジャーボート責任保険99件1,606万円であり、転載積荷保険の支払いはなかった。

(6) 漁船乗組員給与保険

この保険は、漁船の乗組員が抑留された場合における給与を保障するため、漁船保険組合が保険事業を行うものである。

17年度の保険契約件数は153件で、その内訳は北部漁場153件、西部漁場0件、南部漁場0件であった。

なお、保険金を支払ったものは1件190万であった。

3 財政措置

普通保険、漁船船主責任保険及び漁船積荷保険については、一定の条件の下に国庫が純保険料の一部を負担することとなっている。17年度においては、国庫負担額は66億4,029万円であった。

また、漁船保険組合及び漁船保険中央会に対し、事業実施に必要な経費について5億9,786万円の助成を行った。

第8節 漁業災害補償制度

1 概 況

漁業災害補償制度は、「漁業災害補償法」（昭和39年法律第158号）に基づき、漁業協同組合等の協同組織を基盤とする漁業共済団体（漁業共済組合及び同連合会）が行う漁業共済事業及び漁業再共済事業並びに政府が行う漁業共済保険事業により、中小漁業者の相互救済の精神を基調として、その営む漁業につき異常の事象又は不慮の事故によって受ける損失を補てんするために必要な給付を行い、中小漁業者の漁業再生産の阻害の防止及び漁業経営の安定に資することを目的とするものである。

近年の我が国水産業を取り巻く情勢は、周辺水域の資源状況の悪化、漁業就業者の減少・高齢化など依然として厳しく、漁業経営は困難な現状におかれており、経営安定に漁業共済の果たす役割はますます重要となっている。

このような中で、17年度の加入状況は、加入件数60,656件、共済金額3,781億7,382万円、純共済掛金162億9,351万円であった。この加入実績は、前年度実績3,714億4,511万円に対し1.8%増（7億円増）となった。この内訳は、漁獲共済が前年度比0.2%増（0.4億円増）、養殖共済が前年度比6.6%増（5億円増）、特定養殖共済が前年度比1.1%増（0.8億円増）、漁業施設共済（14年10月より、従来の漁具共済から移行）は前年度比6.7%増（0.5億円増）となっている。

なお、16年度契約分に係る支払状況は、17年3月末現在で支払件数2,549件、支払共済金67億7,728万円であった。

2 漁業共済事業

(1) 漁獲共済

この共済は、漁業者の共済責任期間中の操業に係る漁獲金額が共済限度額（過去一定年間の漁獲金額を基準として漁業者ごとに定める一定額）に達しない場合の損失について共済金を支払う事業である。

17年度の契約件数は、15,302件と前年度の15,204件に比べ増加し、共済金額では、2,151億968万円と前年度2,147億2,548万円に比べ0.2%の増加となった。

なお、16年度契約分に係る支払状況は、17年3月末現在で支払件数584件、支払共済金43億6,344万円であった。

(2) 養殖共済

この共済は、養殖中の水産動植物が、台風や津波、赤潮等の災害により死亡、流失した等の損害について共済金を支払う事業である。

17年度の契約件数は、5,946件と前年度の5,856件に比べ増加し、共済金額では、815億9,967万円と前年度765億1,730万円に比べ6.6%の増加となった。

なお、16年度契約分に係る支払状況は、17年3月末現在で支払件数880件、支払共済金22億5,724万円であった。

(3) 特定養殖共済

この共済は、特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産金額が共済限度額（過去一定年間の生産金額を基準として漁業者ごとに定める一定額）に達しない場合で、かつ、その生産数量が一定の数量に達しなかった場合の損失について共済金を支払う事業である。

17年度の契約件数は、7,242件と前年度の7,291件に比べ減少し、共済金額では、740億1,461万円と前年度732億1,991万円に比べ1.1%の増加となった。

なお、16年度契約分については、17年3月末現在で支払いはなかった。

(4) 漁業施設共済

この共済は、供用中の養殖施設又は漁具の流失、損壊等の事故による損害について共済金を支払う事業である。

17年度の加入件数は、32,166件と前年度の28,300件に比べ増加し、共済金額では、74億4,986万円と前年度69億8,243万円に比べ6.7%の増加となった。

なお、16年度契約分の支払状況（旧漁具共済含む。）は、17年3月末現在で支払件数1,085件、支払共済金1億5,660万円であった。

3 財 政 措 置

17年度においては、漁業共済の加入者に対する共済掛金についての国庫補助額は71億8,238万円であった。

また、漁業共済組合及び同連合会に対して、事業実施に必要な経費について5億3,167万円の助成を行った。

第9節 沿岸・沖合漁業

1 沖合底びき網漁業

概要：沖合底びき網漁業は15t以上の動力漁船により底びき網を使用し、おおむね北緯25度以北、東経153度以西、東経128度30分（一部128度）以東の太平洋、オホーツク海及び日本海で行う漁業である。操業区域

は46区分に細分化されており操業は資源保護上及び漁業調整上の厳しい制限のもとに主に自県沖を中心に行われている。

許認可隻数：17年末で403隻であった。

船型：160tまで4階層に分かれるが、新40t未満階層が139隻と最も多くなっている。

漁法：かけまわし、トロール及び2そうびきであり、オッタトロールは北海道周辺及び宮城～千葉までの沖合で操業しており、2そうびきは岩手の一部、太平洋南海区及び島根～福岡で操業している。北海道及びその他の海域においては主としてかけまわしによる操業が行われている。

漁獲量：16年は42万4千tで前年に比べ約3万t増加した。魚種別にはすけとうだら14万2千t、ほっけ13万t、かれい類1万5千tとなっている。

2 小型底びき網漁業

小型底びき網漁業は総トン数15t未満の動力漁船により底びき網を使用して営む漁業であり、地先沿岸を漁場とするものから沖合域を漁場とするものまで地域により多様であって、沿岸漁業の中には、釣、延縄とともに代表的な地位を占めている。本漁業については、農林水産大臣の告示により、都道府県知事が許可することができる隻数の最高限度を定めている。また、海域によっては船舶の総トン数若しくは馬力数の最高限度を定めることができることとなっているほか、漁具漁法についても漁獲効率が低い2そうびき漁法、網口開口板等の使用を農林水産大臣が特に定める海域以外は禁止している。本漁業の17年8月現在の許可総枠隻数は約2万2千隻である。16年の漁獲量は約46万7千tで前年に比べ3万トン減少した。漁獲物はひらめ、かれい類、えび類の中高級魚が多く、生鮮、そう菜物として利用されている。なお、漁獲量のうち31万2千トン、北海道のほたてがいである。

3 まき網漁業

総トン数40トン（北海道恵山岬灯台から青森県尻屋崎灯台に至る直線を中心点を通る正東の線以南、同中心点から尻屋崎灯台に至る直線のうち同中心点から同直線と青森県の最大高潮時海岸線との最初の交点までの部分、同交点から最大高潮時海岸線を千葉県野島崎灯台正南の線と同海岸線との交点に至る線及び同点正南の線から成る線以東の太平洋の海域にあっては、総トン数15トン）以上の動力漁船によりまき網を使用して行う大中型まき網漁業の18年1月1日現在の許認可隻数は、209隻であった。

また5トン以上40トン未満（北部太平洋海域においては15トン未満）の中型まき網漁業の大臣枠付隻数は、18年1月現在で512隻となっている。16年におけるまき網漁業の漁獲量は約127万トン（うち大中型まき網漁業約86万トン）で、前年より約4万トンの減となった。

4 ずわいがに漁業

日本海及びオホーツク海のずわいがにには、主として沖合底びき網漁業、小型機船底びき網漁業及びかご漁業により漁獲されている。このうち、ずわいがにを漁獲目的とする10t以上船（小型機船底びき網漁業及び沖合底びき網漁業を除く。）については、大臣承認となっており、沖合底びき網漁業・小型機船底びき網漁業も含めて、ずわいがにの漁獲時期、体長制限等を省令で規制している。17年度の承認隻数は、かご漁船18隻であった。16年のずわいがにの全国漁獲量は約6千tで約500トン増となっている。

5 さんま漁業

さんま漁業を大きく2つに分けると10t以上の漁船で千葉県野島崎灯台正東の線以北の太平洋の海域において漁を営む許可漁業（指定漁業）と10t未満の小型船で漁を営む知事許可漁業がある。（このうち指定漁業については、平成14年3月31日までは承認漁業であったが、平成14年4月1日から「北太平洋さんま漁業」として指定漁業へ移行した。）

漁法として、指定漁業では棒受網のみであるが、知事許可漁業に関しては、流し網による漁も行っている。

本漁業の漁期は、さんまの回遊が索餌のための北上する魚群及び産卵のための南下魚群が形成される8月から12月と限定されており、さんま漁船の多くがさけ・ます流し網漁業等との兼業船である。指定漁業における操業時期は、8月1日から12月31日までとなっている。

17年度のさんま漁業の大臣許可隻数は224隻で、前年度から3隻減少している。漁獲量については、15年の漁獲量は約26万t、16年の漁獲量は約21万tとなっている。

6 いかつり漁業

いかつり漁業は、かつて沿岸漁業から沖合漁業へ、さらには海外漁業へと展開してきたが、魚価の低迷等によりいかつり専業船を中心に経営不振が続いている。

いかつり漁業は大きく分けると船舶の総トン数により、その制度的扱いを異にしている。平成14年3月31日までは、総トン数30t以上の動力漁船によりいかつ

り漁業を営む場合は農林水産大臣の承認を必要とし、30t以上139t未満の漁船によるものを「中型いか釣り漁業」、139t以上の漁船によるものを通称「大型いか釣り漁業」と称し操業海域等を区分していた。

承認漁業だったいかつり漁業は、平成14年4月1日に指定漁業化され、平成14年8月1日の指定漁業の許可等の一斉更新時には、それまでの操業海域を変更することなく「中型いか釣り漁業」の総トン数の上限のみを139t未満から185t未満へ変更した。これにより、「中型いか釣り漁業」と「大型いか釣り漁業」の総トン数による区分が一部重複することとなったが、それぞれの操業海域が異なっていることで区分していくこととなった。

一方、30t未満の漁船については、農林水産大臣の承認を必要としないが、それぞれの都道府県の事情に即した知事許可等の取り扱いが行われている。

なお、するめいかを目的とする5トン以上30トン未満船については、平成10年から農林水産大臣の届出漁業となっている。

17年度の許可隻数は大型いかつり漁業が69隻、中型いかつり漁業が150隻である。また、5t以上30t未満船の大臣届出漁業は3,605隻である。

7 かじき等流し網漁業

かじき等流し網漁業は大目流し網漁業と称しており、かじき、かつお又はまぐろをとることを目的とした漁業である。三陸沖を中心に古くから行われ基本的には自由漁業となっていたが、国際環境の変化により元年8月届出漁業とした。さらに、公海における操業は、3年の第46回国連総会の決議により4年12月末をもって停止となった。我が国200海里においては、公海海域からの転換等により届出海域における漁獲努力量が増加する恐れがあるので、5年4月より、知事許可又は海区承認による規制が行われている海域以外は操業禁止区域となった。本漁業の16年の漁獲量は約6千6百tであった。

8 遊漁・海面利用

近年の海洋性レクリエーションの多様化、広域化に伴い、海面の利用に関する遊漁を含む海洋レクリエーションと漁業との紛争を防止し、円滑に海面を利用する関係を確認するため、必要に応じ関係者の協議に基づく海面利用ルールの策定、ルール・マナーの普及啓発に関する講習会の実施等を行う海洋性レクリエーション活動円滑化対策事業を実施した。

遊漁船業については、各都道府県に登録した遊漁船

業者数は、平成17年3月31日時点において1万7,536業者、登録された遊漁船の隻数は、2万0,261隻であった。

また、遊漁船業者等に対し、安全運航、遊漁船利用者の安全管理及び適正な漁場利用の啓発を行うとともに、遊漁船の利用者を含む遊漁者に対し、釣りのマナー等を指導する釣り指導員の育成や水産資源・漁場環境保護意識の啓発を行う遊漁船業等育成推進事業を実施した。

9 我が国200海里内における漁業取締り

(1) 外国漁船の取締り

平成11年1月の新日韓漁業協定、平成12年6月の新日中漁業協定の発効に伴い、ロシア漁船と合わせ約2千隻もの外国漁船が我が国の許可を受けて、我が国200海里内で操業を行うこととなった。水産庁ではこれら外国漁船による違反操業の未然防止のための立入検査を実施するとともに、違反及び無許可外国漁船の拿捕、違法設置漁具の押収等の漁業取締りを実施している。特に外国漁船による違反が頻発している九州・山陰周辺などの海域については、漁業取締船、漁業取締航空機を重点的に配備している。

これら漁業取締りにより拿捕した外国漁船に対しては、司法処分を科すとともに、行政処分として許可の停止や取消しの処分を実施しており、平成17年における拿捕件数は16隻（韓国漁船19隻、中国漁船2隻、台湾漁船5隻、前年29隻）であった。

また、平成17年における外国漁船による違法漁具の押収量は、刺網・延縄が約190km（前年約300km）、籠漁具が約9,000個（前年約27,000）であった。

(2) 沿岸・沖合等漁業の取締り

水産庁における、我が国の沿岸・沖合等漁業に関する取締りは、主として指定漁業、承認漁業等に対して行っているが、併せて都道府県の知事許可の沿岸漁業に対しても指導・取締りを行っている。

また、検挙した違反漁船に対しては、司法処分が科されるとともに停泊処分や船長等の乗組み禁止処分などの行政処分を実施しており、平成17年における検挙隻数は35隻（沖合底びき網漁業3隻、大中型まき網漁業1隻、いか釣り漁業18隻、小型機船底びき網漁業12隻、前年43隻）であった。

(3) 漁業取締体制の強化

水産庁では、我が国200海里内における漁業指導・取締りのため、漁業取締船（官船5隻、用船29隻）、漁業取締航空機（チャーター機4機）を配備して取締りに当たっているところである。

しかし、外国漁船による違法操業は依然として後を

絶たず、違反を発見され、物を投げるなどして取締船の追跡を妨害しながら逃走した事例や、取締船の摘発を逃れるために密漁漁具にブイを付けずに海底に設置する事例などの悪質な違反が目立ってきており、これら違反漁船による違法な漁獲や漁具の残置・流失により我が国の水産資源や漁場環境の悪化が懸念されている。

このため、違反漁船に対する取締捜査能力の向上を図るため新型取締船への代船、漁業監督指導官の増員等、実効ある取締体制の構築を図ることとしている。

第10節 遠洋・北洋漁業

1 さけ・ます漁業

17年度のさけ・ます漁業については、日ロ漁業合同委員会第21回会議及び民間協議の結果を受け、日本200海里内において3,560tの漁獲限量及びロシア200海里内において7,121tの漁獲割当量となった。

(1) 中型さけ・ます流し網漁業

ア 太平洋海域

太平洋中型さけ・ます流し網漁業は、4年度からの公海操業の停止を受け、ロシア200海里内のみの操業となっている。17年度の漁獲割当量は3,611tで、22隻が5月29日から7月20日まで操業し、漁獲実績は3,450tであった。

イ 日本海海域

日本200海里内において420tの漁獲限量で4月3日から6月14日まで6隻が操業を行い、漁獲実績は241tであった。

(2) 太平洋小型さけ・ます流し網漁業

84隻（10t未満）が、日本200海里内において3,140tの漁獲限量で、4月15日から7月7日まで操業を行い、漁獲実績は3,037tであった。また、19t型の27隻がロシア200海里内において3,510tの割当量を受け、5月27日から7月28日まで操業し漁獲実績は3,073tであった。

2 捕 鯨 業

(1) 商業捕鯨の中断

昭和57年、国際捕鯨委員会（IWC）は第34回年次会議において、1990年までに鯨類資源状態の見直し（包括的評価）を行うとの条件付きで商業捕鯨の一時停止（モラトリアム）を決定した。これに対し我が国は条約の規定に基づき異議申し立てを行ったが、米国は日本が商業捕鯨を継続すれば、米国200海里内での対日漁

獲割当てを削減すると主張したため、やむを得ざる措置としてモラトリウムを受け入れ、商業捕鯨は1988年より一旦中断した。

(2) 包括的評価とモラトリウムの見直し

従来から検討されていた鯨資源の改訂管理方式がIWC 科学委員会により、1992年に完成され、南極海ミンククジラ鯨資源については、100年間の捕獲許容水準が20万頭であることが算出された。しかし、1994年、新たな監視取締制度（RMS）の完成が商業捕鯨再開の前提との決議案が採択されたものの、反捕鯨国による遅延策等のため、RMS の完成が遅れ、モラトリウムの見直しは依然として先送りとなっている。

(3) 鯨類捕獲調査

我が国は商業捕鯨再開に向けて鯨類の資源状況等を科学的に把握するため、南極海及び北西太平洋で鯨類捕獲調査を実施しており、この一環として1997年度から2004年度まで18年間、南極海ミンククジラの生物学的情報収集を主目的とした南極海鯨類捕獲調査（JARPA）を実施し、更に2005年度より JARPA の調査結果を踏まえ、科学的知見の更なる充実を図り、より適切なクジラ資源の管理方式の構築を目指すため、ミンククジラの捕獲頭数を増やすとともに、資源の回復が著しいナガスクジラ及びザトウクジラを新たに捕獲対象鯨種に加えた第二期南極海鯨類捕獲調査（JARPA II）を開始した。

また、1994年度から1999年度まで北西太平洋におけるミンククジラの系統群解明を目的とした北西太平洋鯨類捕獲調査（JARPEN）を実施し、2000年度からは、JARPEN の調査結果を踏まえ、増加している鯨類による水産資源の大量捕食が漁業に与える影響を解明することを主目的とした第2期北西太平洋鯨類捕獲調査（JARPEN II）を実施している。JARPEN II では調査対象種としてミンククジラ以外にイワシクジラ、ニタリクジラ及びマッコウクジラを追加するとともに、小型捕鯨船を用いて、沿岸域における調査も実施している。

(4) 沿岸小型捕鯨

我が国の沿岸小型捕鯨は、従来ミンククジラを主対象とした操業を行っていたが、モラトリウムを受け入れたことに伴い、現在は IWC 規制対象外の鯨種（ツチクジラ、ゴンドウクジラ等）のみを捕獲している。この沿岸小型捕鯨は、米国、デンマーク等の国で行われている原住民生存捕鯨（文化的、伝統的重要性からモラトリウム下であっても捕鯨が認められている）と同様の文化的・社会経済的な性格を有しており、これらの地域に対してミンククジラの商業捕鯨捕獲枠を与えるよう IWC に要求しているところである。

3 かつお・まぐろ漁業

総トン数10 t 以上の漁船によって営まれる本漁業は、その漁船の規模により近海かつお・まぐろ漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業に分けられる。これらは、指定漁業となっており、漁業を営もうとするときは農林水産大臣の許可を受けなければならない。

これらの許認可船の隻数は、平成17年8月1日現在総数1,104隻となっている。

また、52年以降の200海里設定によりすでに約30数年が経過したが、沿岸国の中に新規に入漁を認めようとする国もあり、我が国は積極的に優良漁場の確保に努めてきている。しかしながら、既存漁場の入漁協定においては毎年入漁条件が厳しくなるなか、地域漁業管理機関における規制強化や便宜置籍船等による IUU（違法、無報告、無規制）漁業や台湾などのまき網漁船の勢力拡大による資源状況の悪化等、本漁業をめぐる環境はますます厳しくなる傾向にある。

一方、経営面では、バブル経済崩壊後の経済低迷、輸入製品との競合による魚価低迷、平成16年度末からの燃油高騰などにより、多くの経営体で赤字となっており、累積債務も大きなものとなっている。

表14 かつお・まぐろ漁業

(1) かつお・まぐろ漁業許認可隻数

(17年8月1日現在)

遠洋かつお・まぐろ漁業	613隻
近海かつお・まぐろ漁業	491隻
合 計	1,104隻

(2) かつお・まぐろ漁業の漁獲量

(17年、概数、かつこ内は前年)

まぐろはえなわ漁業	195千 t	(185千 t)
かつお一本釣り漁業	153千 t	(143千 t)
合 計	343千 t	(328千 t)

4 遠洋底びき網漁業

遠洋底びき網漁業の平成17年8月1日現在の許認可隻数は53隻となっている。

(1) 北 方 漁 場

ロシア200海里水域においては、政府間交渉により、スケトウダラを主対象とした漁獲割当を確保し、操業を行っている。

また、天皇海山水域では、キンメダイ、クサカリツボダイを主対象とした操業を行っている。

(2) 南 方 漁 場

南方漁場においては、ニュー・ジーランド水域、北西大西洋（NAFO）水域、南極（CCAMLR）水域等で操

業を行っている。

ニュー・ジーランド水域での主対象魚種はホキ、ミナミダラである。

NAFO 水域での主対象魚種はカラスガレイ、アカウオである。

また、CCAMLR 水域ではナンキョクオキアミを対象として操業を行っている。

多くの外国200海里水域内については、直接入漁が困難になったことから、形式用船方式（我が国船籍）や現地法人化等による相手国船籍漁船による操業（我が国国内法の枠外）を行っている企業も少なくない。

5 海外いか釣り漁業

海外いか釣り漁業（大型いか釣り漁業）は、昭和44年にそれまでの自由漁業から大臣承認漁業へ移行された。承認隻数は当初200隻を超えていたが、昭和57年から58年にかけてのいか流し網漁業への転換及び経営不振による廃業等により減少が続き、指定漁業となった平成14年8月の許可の一斉更新時で許認可隻数79隻、平成15年は80隻、平成17年においては76隻となっており、このうち200トン以上の大型いか釣り漁船の隻数は、平成15年に48隻であったものが平成17年には17隻と大幅に減少した。

主な操業水域は、南西大西洋水域（アルゼンチン水域及びフォークランド水域。）、ペルー水域、ニュージーランド水域及び北太平洋水域（日本、ロシア水域及び公海。）であり、これらの水域を組み合わせることにより操業を行っている。

生産状況は、最盛期には、10万トンから20万トン、金額で180億円から240億円の漁獲を行ったが、近年では、平成12年の18万トンをピークに毎年減少を続け、平成14年は約9万トンで約90億円、平成15年は約5万トンで約60億円、平成16年は約5万6千トンで約60億円、平成17年は約5万4千トンで約57億円と減少している。

(1) 南西大西洋水域（アルゼンチンマツイカ）

① アルゼンチン水域

当該水域は広い大陸棚を持ち、漁場価値の高い漁場であり、昭和60年から操業を行ってきたが、年々入漁料が嵩上げされ厳しい状況にあった。

更に、アルゼンチン政府による漁業自国化政策によって外国籍漁船の200海里内操業は原則として禁止されたが、いか釣り漁業については例外的に大統領令により平成13年までチャーター方式による操業が認められてきた。また、平成14年からは、外国籍漁船の操業を排除した裸用船方式が採用され、日本

漁船は現地企業との用船契約に基づき操業を行っている。（平成17年の操業隻数は5隻）

また当該水域は、平成14年以降、資源減少が著しく、平成17年における1隻当たりの漁獲量は昨年に比べ半減している。

② フォークランド水域

当該水域は、自治政府の定める操業条件に基づき、現地代理店を通じて、安定的に操業許可が取得でき、昭和61年から操業を行っているが、アルゼンチンマツイカの生息域の外縁に当たることから、漁獲が年によって激しく変動する。

特に、平成14年からは大不漁に見舞われ、漁期を半月残して禁漁措置が取られ、前年の4分の1の漁獲量となり、平成15年は漁獲は低水準に推移し、平成16年には漁場滞在日当たり漁獲量が過去9年平均のわずか4%という大不漁になり、4ヶ月の操業期間中、1ヶ月半を残したまま、全面禁漁という厳しい状況となり、平成17年は入漁しなかった。

(2) ペルー沖水域（アメリカオオアカイカ）

当該水域での操業は、平成3年から操業が開始されたが、エルニーニョ現象の影響により、平成10年以降は資源状態が悪化したため入漁を見合わせたが、平成12年から資源の回復に伴い操業を開始した。近年、資源水準は安定的に推移している。

また、近年、南西大西洋水域での操業が不安定であることから、その代替漁場として当該水域の重要性が増しており、安定的な入漁条件を確保するため、政府間協定締結交渉を開始し、平成16年1月、同年8月に入漁料等が大幅に引き下げられた。同年12月漁業協力の実施と安定的な入漁の確保等を内容とする会議議事録が作成された。

(3) ニュージーランド水域（ニュージーランドスルメイカ）

当該水域は、昭和40年代後半に漁場が開発され、最盛期には150隻を超えて操業されていたが、200海里設定以降、操業条件が厳しくなったこと及び資源の減少により、年々入漁隻数が減少し、平成14年には入漁する船は無かった。

しかし、平成15年は1隻が出漁し、約1千トンを漁獲し、平成16年には3隻が出漁したが、前年の7割程度の漁獲であったが、平成17年は、約2千5百トンを漁獲し、好成績をあげた。

(4) 北太平洋水域（アカイカ、スルメイカ）

近年の漁獲状況は概して思わしくなく、操業隻数も少ない状況にあるが、他の漁場の資源状況が不安定であること、漁獲物の商品価値が高いこと、他の漁場と

比較して距離が近いことから、潜在的に重要な漁場となっている。

第11節 国際漁業交渉

1 海洋法に関する国際連合条約の動向

1982年に採択された新たな海洋秩序を構築する「海洋法に関する国際連合条約」は、1994年11月16日に発効した。

我が国についても、1996年7月20日に同条約が効力を生じた。また、「排他的経済水域及び大陸棚に関する法律」、「排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律」、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」、「水産資源保護法の一部を改正する法律」等の同条約関連法案も同日より施行された。

2 二 国 間 交 渉

(1) 日ロ漁業委員会第22回会議

2004年の日ロ双方の漁船の相手国200海里水域における操業条件について協議する日ロ漁業委員会第22回会議が、2005年11月28日から12月9日までモスクワにおいて開催された。

(協議の経過)

日ロ漁業委員会第22回会議は、日本側からは末永芳美水産庁資源管理部審議官ほか、ロシア側からはヌルトディノフロシア連邦農業省漁業政策局長ほかが出席した。協議の中でロシア側は、日本漁船への割当の消化率が低いこと、ロシア極東水域における資源状態の悪化及び自国漁船による資源の優先利用を理由として日本漁船の漁獲枠削減等の主張を行ってきた。

このようなロシア側の主張に対し、日本側は国内漁業者の現状を説明し、双方の妥結点を見いだすことを目指した。特に相互性に基づく操業については、昨年同様、日本側から機材供与等の協力を行う意向を表明し、協議を重ねた結果、次のとおりの内容で合意に至った。

(合意の内容)

ア ロシア水域における日本漁船の操業条件

(ア) 相互性入漁

a 漁獲割当量は51,267トン（前年は50,180トン）。

b 日本側（民間団体）からロシア側に対し専門家の研修及び機材の供与を含む協力事業を実施。

(イ) 有償操業

a 漁獲割当量は6,433トン（前年は6,473トン）。

b 日本側（民間団体）はロシア側に2.465億円を支払う。

(ウ) 共通事項

許可隻数枠は相互性、有償併せて598隻。

イ 日本水域におけるロシア漁船の操業条件

(ア) 漁獲割当量は51,267トン（前年50,180トン）。

(イ) 許可隻数枠は108隻（前年110隻）。

ウ 寄港

補給及び乗務員の休養のため、双方とも1港に限り寄港を認める。

エ 民間協力関係

両国の企業及び組織間での漁業分野における協力の促進について、双方とも関心を有している旨を確認。

(2) 日ロ漁業合同委員会第22回会議

日ロ漁業合同委員会第22回会議が2006年3月13日から3月24日までの間、東京において開催された。

本委員会においては、当面する漁期におけるロシアを母川国とする溯河性魚類（さけ・ます）の日本による漁獲の条件が決定されるとともに、北西太平洋の公海における生物資源の保存及び管理の問題、日ロ両国の団体及び企業の間での漁業分野における協力関係等につき広く意見交換が行われた。

(協議の概要)

日ロ漁業合同委員会第22回会議は、日本側から末永芳美水産庁資源管理部審議官ほか、ロシア側からはヌルトディノフロシア連邦農業省漁業局次長ほかが出席した。

まず、日本漁船による我が国200海里内でのロシア系さけ・ますの漁獲に関して、ロシア側は当初、しろぎの資源状況が依然として低迷していること、また、さけ・ます資源の保存及び再生産にかかるコストが必要であることから、協力費の前年並の水準維持を強く主張してきた。しかしながら、科学者間の協議を含め、双方が検討を重ねた結果、最終的に次のとおりの内容で妥結した。

○2006年に日本漁船が日本200海里内で漁獲するロシア系さけ・ますの上限量を3,340トンとする（前年3,560トン）。

○日本200海里内を回遊するロシア系さけ・ますの保存への協力の一環として、日本側（民間団体）はロシア側に対して4.45億円を下限とし、5.00億円を上限とする額に相当する機械及び設備をさけ・ます再生産のためロシア側に供与する。協力費の額は漁獲実績に応じて決定される（前年4.74億円～5.33億円、

支払い方法前年同。)

次にロシア200海里水域における日本漁船のさけ・ます操業に関して、ロシア側は有償その他相互に受け入れ可能な条件の下で、日本の関係団体に対して11,000トンのさけ・ますの漁獲量を提供する用意がある旨を表明し、具体的な操業条件については、協議終了後に開催されるロシア政府と日本政府及び日本の民間団体との間の協議により決定されることとなった。

このほかの議題として、①ベーリング公海漁業問題については、「中央ベーリング海におけるすけとうだら資源の保存及び管理に関する条約」の諸規定の適切な運用を図ることが重要であることで一致し、②オホーツク公海については、すけとうだら資源の問題にかかる日ロ間の協力の有効性が確認されるとともに、日本漁船が行っているカラスGREY操業の継続が確認された。また、③漁業の分野における両国の民間ベースでの協力については当該協力を今後とも互恵的な形で発展させていくことで一致し、④2006年の漁業の分野における両国政府間の科学技術協力計画が採択される等、幅広い議論が行われた。また、次回会議については2007年の3月にモスクワで開催されることとなった。

(3) 日韓漁業協定

平成10年9月25日、日本海及び済州島南部水域での暫定水域の設定、すけそうだら、ずわいがに、その他の漁獲量の取扱い等に関して基本合意に達し、11月28日に鹿児島で署名が、12月11日に我が国国会で、翌年1月6日に韓国の国会で協定が承認された。

他方、基本合意後において双方の排他的経済水域における操業条件、漁獲割当量や暫定水域での資源管理等について協議が続けられたものの、特に韓国のズワイガニを目的とする底刺し網漁業、かご漁業の扱いを巡って韓国側と日本側との意見が対立した。このため1999年(平成11年)1月22日、協定は発効したものの、双方の排他的経済水域での相手国漁船の操業は行えない状況となったが、2月5日、日韓双方の相手国水域での操業条件についての合意が得られ、2月22日から相手国水域での相互操業が行われた。

その後、年毎に自国排他的経済水域に入漁する相手国漁船の操業条件について協議が行われ、2006年の操業条件については、双方とも削減を行い、入漁隻数は1,050隻、総漁獲割当量は63,500トンと日韓等量であり、対前年比では、入漁隻数36隻減、総漁獲割当量3,500トン減となった。

また、2005年からスタートし、2年目を迎えた魚種別・漁業種別漁獲割当については、漁業種別別の漁獲実績や操業実態等を勘案して、漁獲割当量を増減す

るなどの措置を講じた。

さらに、韓国はえ縄漁業については、長崎県五島西沖の操業禁止措置の拡充を図ったほか、漁獲努力量の適正化を図るため、2009年から新たな漁具規制を導入することとなった。

また、海洋生物資源専門家小委員会の設置要領に基づき、2005年10月に東京にて同小委員会の第2回定期会合が開催された。

2006年の操業条件等は2005年12月22日にソウルで開催された第8回日韓漁業共同委員会において、日韓両国政府に勧告することが決定された。なお、2005年2月の日韓水産ハイレベル会議において、暫定水域を含む広い水域の資源管理に関する両国の協力のための協議を始めることで意見が一致し、これに基づき、2005年5月及び9月に日韓水産資源協議が、それぞれ静岡県焼津及び韓国釜山にて開催された。

(4) 日中漁業協定

日中間においては、国連海洋法条約の趣旨に則した新たな協定を、2000年2月に北京で開催された大臣級協議により、2000年6月1日に発効することで意見の一致を見た。それに伴い、2000年4月から相手国入漁のための操業条件等の決定のために3回の部長・副局長協議を開催し、2000年5月18日に2000年漁期の操業条件について合意し、2000年6月1日に新協定が発効した。

日中漁業協定に基づき、日中漁業共同委員会において、排他的経済水域に入漁する相手国漁船の操業条件について両国へ勧告されているほか、暫定措置水域における資源管理措置、日中海洋生物資源専門家小委員会の設置が決定されている。

2006年漁期の相手国入漁のための操業条件は、2006年1月13日に北京で開催した共同委員会において、中国底びき網漁船の入漁隻数を削減するとともに、両国の割当量をそれぞれ12,397tとすること等を内容とする2006年漁期の操業条件を日中両国政府に勧告することが決定された。

なお、暫定措置水域については、資源管理措置をより強化する観点から、中国漁船の操業隻数を2005年の隻数から890隻削減することが決定された。

(5) 日米漁業協議

米国200海里内において、我が国漁業の枠組みとなっていた日米漁業協定については、1991年末に期限が満了し、同水域における対日漁獲割当量、洋上買魚ともゼロとなったことから、延長を行わなかった。

しかしながら、水産分野における日米の意見交換は重要であるとして、同協定の失効後、種々の漁業問題

を討議するために定期的な実務者漁業協議の場として日米漁業委員会が設立され、1992年1月東京において第1回協議が行われ、その後、同委員会は毎年1回開催されてきたが、2000年8月、米国は、我が国が北西太平洋における調査捕鯨を拡大したこと（対象にニタリ鯨、マッコウ鯨を追加）に強い懸念を示して同年9月に予定されていた日米漁業協議委員会の開催の取りやめを通知したことから、これ以降、同委員会の開催が中断された。

しかしながら、近年の漁業問題の深刻化により、双方の合意で、2003年の第8回協議から再開され、第9回協議は2004年1月に東京で行われた。

(6) 日加漁業協議

トロール漁業については1999年以降、まぐろ延縄漁業については2000年以降、カナダ水域への入漁は認められていない。

2001年以降については、協議開催前にカナダ側よりトロール漁業及びまぐろ延縄漁業についての我が国の入漁を認めない旨の通知があり、協議は行われていない。

(7) 日・ニュージーランド漁業交渉

1978年9月に発効した日・NZ 漁業協定に基づき、毎年、我が国漁船のNZ 水域における操業条件が決定されてきていた。96/97漁期より、我が方と先方の入漁条件が折り合わず、我が国漁船の操業が行われなくなったことから、NZ 側は協定を不必要とし、97年9月をもって協定は失効した。

(8) 日・パプアニューギニア漁業交渉

1981年1月に締結された日・パプアニューギニア漁業取極により、従来、我が国まぐろ漁船が入漁していたが、86年12月、パプアニューギニア側が従来の入漁料より2倍以上の値上げを要求、このため交渉は決裂し、協定も87年3月をもって失効した。

(9) 日・キリバス漁業交渉

1978年6月に発効した日・ギルバート諸島政府間漁業協定（キリバスの独立は79年7月12日）に基づき、まぐろ延縄・かつお一本釣を対象とする入漁協定が78年7月に発効した。入漁協定はその後、操業条件をめぐり4度にわたり決裂中断があったが（81年7月-10月、82年11月-83年8月、93年8月-9月、97年6月-9月）、99年10月に現在の協定が発効した後は安定的な入漁関係が維持されている。入漁料は水揚げ金額の5%であり、航海毎に支払う方式が採られている。また、まき網漁船については入漁協定が93年9月に発効し、現在に至っている。04年の入漁料は、頭金が年間200万円。漁獲金額の5%がこれを越えた場合、差額を支払

うこととなっている。

(10) 日・ソロモン漁業交渉

1978年9月に発効した日・ソロモン諸島政府間漁業協定に基づき、まぐろ延縄・かつお一本釣を対象とする入漁協定が78年10月に発効した。入漁協定はその後、操業条件をめぐり2度にわたり決裂中断があったが（82年10月-83年1月、99年1月-00年9月）、00年10月に現在の協定が発効した後は安定的な入漁関係が維持されている。入漁料は水揚げ金額の5%であり、航海毎に支払う方式が採られている。また、まき網漁船については、入漁協定が00年10月に発効し、現在に至っている。04年の入漁料は、頭金が年間100万円。漁獲金額の5%がこれを越えた場合、差額を支払うこととなっている。

(11) 日・オーストラリア漁業交渉

1979年11月に発効した日・豪漁業協定に基づき、毎年「日本国のまぐろ延縄漁業に関する日本国政府とオーストラリア政府の間の補足協定」が締結され、これに基づく入漁が行われていた。しかしながら、豪州側は「みなみまぐろ保存委員会」で国別割当が決定できない場合、日豪漁業協議を行わないという立場をとり、97年度のみみなみまぐろ保存委員会で資源評価をめぐり意見の対立から国別割当が決定できなかったため、我が方がみなみまぐろ保存委員会と日豪漁業協定とは本来リンクされるべきではないとの主張したにもかかわらず、97年度以降日豪漁業協議は行われていない。その結果、現在豪州水域への入漁は行われていない。

(12) 日・フランス漁業交渉

1979年7月に発効した日・フランス漁業取極に基づき、我が国まぐろ漁船がフランスの海外領土水域へ入漁してきたが、2001年2月をもって入漁は途絶えている。この原因は、入漁料の支払方法が一括前払い方式となっていること、さらに現在フランスの海外領土のうち唯一入漁の対象としているニューカレドニア水域には広大な操業禁止水域が設定されているため、我が国業界の関心が薄いことにある。

(13) 日・インドネシア漁業交渉

インドネシアは、1980年3月群島基線の外側200海里的の経済水域を設定し、81年以降国内法整備ができるまでの暫定措置として、我が国のかつお一本釣り及びまぐろはえなわ82隻に限り許可発給を行っていた。83年10月に同国は、200海里経済水域法を制定し、以降3回にわたり我が国と漁業交渉を行ったが、入漁料等の操業条件が折り合わず、84年以降同国水域から我が国漁船は撤退している。

(14) 日・ミクロネシア連邦漁業交渉

1979年4月にまぐろ延縄、かつお一本釣、まき網を対象とする入漁協定が発効したが、その後、操業条件をめぐり2度にわたり決裂中断があった(82年1月-4月、83年8月-84年2月)。現在の協定は97年8月10日に発効し、その後は安定的な入漁関係が維持されている。入漁料は水揚げ金額の5%であり、航海毎に支払う方式が採られている。但し、外地陸揚げを行なうまぐろ延縄は3ヶ月間の期間許可となっている。

(15) 日・マーシャル諸島漁業交渉

1979年7月、まぐろ延縄、かつお一本釣を対象とする入漁協定が発効し、その後先方政府からの希望により、日・マーシャル政府間漁業協定が81年4月に発効した。入漁協定は太平洋島嶼国で唯一中断していない。入漁料は水揚げ金額の5%であり、航海毎に支払う方式が採られている。また、まき網漁船については、93年9月に入漁協定が発効し、現在まで安定的な入漁関係が維持されている(現行の協定は99年9月に発効)。04年の入漁料は、頭金が年間80万円。漁獲金額の5%がこれを越えた場合、差額を支払うこととなっている。

(16) 日・パラオ漁業交渉

1979年1月にまぐろ延縄、かつお一本釣、まき網を対象とする入漁協定が発効したが、その後、操業条件をめぐり3度にわたり決裂中断があった(82年10月-83年12月、86年7月、91年8月-92年1月)。現在の協定は92年2月に発効し、その後は安定的な入漁関係が維持されている。入漁料支払い方式は、年間支払方式もしくは航海毎支払い方式であり、前者の入漁料は水揚げ金額の4%、後者は入漁料の5%となっている。

(17) 日・ツバル漁業交渉

1986年6月に発効した日・ツバル政府間漁業協定に基づき、まぐろ延縄・かつお一本釣を対象とする入漁協定が86年6月に発効した。入漁協定はその後、操業条件をめぐり2度にわたり決裂中断があったが(88年6月-90年5月、91年6月-94年2月)、98年3月に現在の協定が発効した後は安定的な入漁関係が維持されている。入漁料は航海毎に一定額を支払う方式が採られている(01年5月より当分の間、まぐろ延縄200トン未満55万円、200トン以上77万円、かつお一本釣り約90万円)。また、まき網漁船については、入漁協定が98年3月に発効し、現在まで安定的な入漁関係が維持されている(現行の協定は01年3月に発効)。04年の入漁料は、頭金が年間90万円。漁獲金額の5%がこれを越えた場合、差額を支払うこととなっている。

(18) 日・ナウル漁業交渉

1994年7月にまぐろ延縄、かつお一本釣、まき網を対象とする入漁協定が発効し、現在まで安定した入漁関

係が維持されている。まぐろ延縄、かつお一本釣りの入漁料は水揚げ金額の5%であり、航海毎に支払う方式が採られている。また、まき網の04年の入漁料は、頭金が年間100万円。漁獲金額の5%がこれを越えた場合、差額を支払うこととなっている。

(19) 日・フィジー漁業交渉

1998年7月にまぐろ延縄、かつお一本釣、まき網を対象とする入漁協定が発効し、現在まで安定した入漁関係が維持されている。04年の入漁料は、1航海あたりまぐろ延縄30万円、かつお一本釣り30万円、まき網50万円。

(20) 日・モロッコ漁業交渉

2005年12月に東京において漁業交渉が開催された。その結果、操業条件等は、①許可隻数枠15隻、②入漁料2,000ドル/隻/年、③ライセンス料6,500ドル/隻/年、④科学オブザーバー乗船経費について3人の場合10,000ドル/年、2人以下の場合6,000ドル/年、同時最大3名まで、⑤モロッコ人漁船員の雇用は運用により努力目標とする。

(21) 日・ペルー非公式漁業協議

いか釣り漁業者のペルー入漁に関し、2004年7月の大幅な操業条件の改善を踏まえ、2004年8月から2006年6月まで入漁料65ドル/(漁船トン数)・月、転載量15ドル/(漁獲物トン数)の条件で操業が行われている。

(22) 日・チリ非公式漁業協議

2004年6月にサンチャゴにおいて漁業協議が開催された。チリ水域内のアメリカオアカイカ操業について害魚駆除のための日本漁船の入漁に関する具体的な条件について協議を行った。しかしながら、その後、チリ国内の状況が変わり、同国水域内における外国漁船の操業を全面的に禁止したため、現在交渉は中断している。

(23) 日・アルゼンチン漁業協議

2005年1月ブエノスアイレスにおいて開催された漁業協議における合意に基づき、我が国いか釣り漁船の操業許可が1年間延長され、2006年3月までの操業が確保された。また、同合意に基づき2005年8月上旬~12月下旬にかけて、水産庁漁業調査船「開洋丸」によってイカ資源に関する共同調査が実施された。2006年2月ブエノスアイレスにおいて開催された漁業協議においては、同調査結果も踏まえ、操業許可が更に1年延長され2007年3月までの操業が確保された。以降の入漁条件についても、引き続き、協議を行う予定である。2007年度以降の操業についても、引き続き協議を行う予定である。

(24) 日・マダガスカル民間漁業協議

2003年1月マダガスカル取り締まり当局による我が国漁船の拿捕により、我が国漁船の同国水域への入漁が途絶え、そのまま協定期限を迎え、同協定は失効した。しかし、マダガスカル側から関係改善の意が示されたことから、水産庁の仲介のもと2005年8月に操業条件について協議が行われ、同年10月東京において操業条件について合意、協定が再締結された。

3 多 国 間 交 渉

(1) 国際捕鯨委員会 (IWC)

第57回国際捕鯨委員会 (IWC) 年次会合本会議が、2005年6月20日から6月24日までウルサン (韓国) において開催された。

主要論点についての概要は以下のとおり。

ア 鯨類捕獲調査

南極海、北西太平洋の鯨類捕獲調査結果のプレゼンテーションを行い、評価を得た。南極海の調査については、第二期調査の計画案 (ミンククジラ850±10%頭 (現行400±10%頭) に加え新たな捕獲対象種として、ナガスクジラ50頭 (当初2年間は10頭)、ザトウクジラ50頭 (当初2年間は0頭)) を説明したが、オーストラリア等の反捕鯨国から同調査計画の案の撤回を求める決議案が提案され、投票の結果、採択された。これに対し我が国より、科学的根拠のない政治的な決議は受け入れ不可能であり、国際捕鯨取締条約の規定に基づき、予定どおり調査を実施する旨表明した。

イ 改訂管理制度 (RMS) の早期完成

昨年の決議に基づき行われた RMS 作業部会の結果を受けて議論を行ったが、一部の反捕鯨国が、RMS の完成はモラトリアム撤廃を意味しない等の従来の議論を繰り返したため、RMS 採択に向けた進展が得られなかった。そのため我が国は、関係国と協議の上、現実的な項目からなる RMS 条約附表修正提案を行ったが否決された。なお、RMS に関する今後の議論の進め方 (中間会合の開催等) についての決議が提案され、我が国としては、RMS 完成を推進する立場にあるものの、実質的な進展につながる内容でないことから多くの国とともに棄権したが、投票により採択された。

ウ 鯨類サンクチュアリーへの撤廃

我が国等から、南大洋サンクチュアリーへの撤廃を求める提案を行ったが否決された。一方、反捕鯨国側による新たな南大西洋サンクチュアリーへの設置を求める提案も同様に否決された。

エ 沿岸小型捕鯨の捕獲枠の設定

我が国沿岸小型捕鯨地域のためのミンククジラの商業捕鯨捕獲枠を要求したが否決された

オ 保護委員会

保護委員会については、鯨類の持続的利用の概念を目的に盛り込む等の見直しが行われなかったため、我が国は、昨年に引き続き、多くの持続的利用支持国とともに欠席した。

カ 無記名投票の拡大

全ての議決に無記名投票を導入すべきとの我が国の提案が、投票の結果否決された。

キ 次回以降の年次会合

2006年の第58回年次会合は、5月26日から6月20日まで、セント Kitts・ネイビスで開催される。なお、2007年の年次会合は米国のアンカレッジで開催される。

(2) 北太平洋溯河性魚類委員会 (NPAFC)

北太平洋におけるサケ・マス資源の保存を目的とした同公海海域におけるサケ・マス漁業の禁止を主たる内容とした「北太平洋における溯河性魚類の系群の保存のための条約」は、1993年 (平成5年) 2月16日に発効したが、本条約に基づき「北太平洋溯河性魚類委員会 (NPAFC)」の年次会議が93年以降毎年開催され、締約国間の取締り協力、サケ・マス資源に関する科学的知見等について協議が行われている。

2005年については、第13回年次会議が韓国の済州島において10月24日から10月28日に開催され、条約加盟国である日本、米国、カナダ、ロシア、韓国 (2003年加盟) の5か国の他、オブザーバーとして PICES (北太平洋海洋科学機関)、台湾等が出席した。

主な討議内容としては、2005年において協調した取締活動の結果、条約加盟国漁船による違法操業はなかった旨の報告があり、各国の取締活動に関する情報交換の促進等のため、違反船情報等のデータベースシステムの開発を継続することで、各国が合意した。また、取締に関する協力関係の更なる推進について、今後検討を継続することとなった。

科学的な議論としては、各国のさけ・ます資源に関する調査研究の結果及び計画について報告されたほか、BASIS (ベーリング海・アリューシャン列島さけ類国際調査) の2006年計画の策定、調整等について具体的な議論が展開された。

今回の第14回会議は、2006年の10月下旬にカナダ (バンクーバー) において開催されることが決定された。

(3) 北西大西洋漁業機関 (NAFO)

2005年9月にタリン (エストニア) において、第27

回年次会合が開催された。

NAFO の機能強化について、NAFO の現行制度を見直し、機能強化することを検討するワーキンググループを2006年に開催することが決定された。

魚種別保存管理措置については、科学委員会の報告を受け、NAFO 条約区域の区分における 3 L 区(グランドバンク北東部)エビの TAC が22,000トン(日本の漁獲枠は245トン)と決定され、また、外洋性アカウオについて、北東大西洋漁業委員会(NEAFC)において TAC が削減されたことに伴い、2006年当初の TAC を20,368トン(日本の漁獲枠は627トン)と決定した。

非加盟国対策については、条約水域で保存管理措置を遵守せずに操業する非加盟国漁船の情報を収集し、IUU 漁船リストを作成する措置が合意された。

(4) 全米熱帯まぐろ類委員会 (IATTC)

2005年6月20日から24日、ランサローテ(スペイン)において、第73回年次会合が開催された。

保存管理措置については、北部太平洋ビンナガ資源に対する漁獲圧増大への懸念から、漁獲努力量を現在のレベルに制限する旨の決議が採択された。メバチについては、まき網の FADs 操業による小型魚の混獲抑制策として、船別漁獲枠等が検討されたが、合意には至らなかった。

IUU 漁業対策について、台湾による船名・海域の虚偽報告等の違法行為が指摘された。台湾は、本件対策として漁業管理の改善や減船措置の実施を表明したことから、次回会合までに改善することを条件として、引き続き協力的非加盟漁業主体の地位が付与された。また、IUU リスト対策について、従来決議の対象範囲を加盟国に拡大することが合意された。

保存管理措置の違反に対する貿易制限措置の実施手続について、ICCAT 等と同様の規則が作成されたが、エルサルバドルがこれに留保を付し、最終合意までには至らなかった。

(5) 大西洋まぐろ類保存国際委員会 (ICCAT)

2005年11月にセビリア(スペイン)において、第19回大西洋まぐろ類保存国際委員会通常会合が開催された。

ア 台湾問題

メバチの過剰漁獲及び漁獲物の付け替え等の不正行為により、昨年(2005)年の年次会合において管理体制の強化等の改善要求を受けていた台湾に対し、2006年の操業について、メバチ専業船を本年の98隻から15隻とし、メバチ漁獲枠を、ビンナガ対象船のメバチ混獲枠と併せて4,600トンとする措置がとられた。これに加え、メバチ専業船については、全船オブザーバ

ー乗船、指定港での水揚げ検査、洋上転載の禁止等の監視・取締措置が求められ、さらに IUU 漁業の廃絶、過去の不正漁獲の調査・処分、減船隻数の上乘せ、小型まぐろ漁船の減船等の条件が付せられ、これらの条件が満たされなければ、2006年年次会合において貿易制限措置が決定されることとなった。

イ 漁獲物の転載規制遵守問題

漁獲物の転載を受ける運搬船については、ICCAT 事務局に登録することとし、1) 港湾での転載は、漁船の旗国、港湾国への事前通報、事後報告の義務付け、2) 公海での洋上転載は、漁船の旗国の事前許可制とし、旗国への事前通報、事後報告、ICCAT が派遣するオブザーバーの運搬船への乗船・監視が義務付けられることとなった。

ウ 遵守問題

我が国より、トルコの蓄養場用のクロマグロの過剰漁獲の可能性を指摘し、トルコは、今後、我が国と協力して調査を行い、問題解決に取り組むことを表明した。また、我が国等より、リビアのクロマグロの漁獲量報告がないこと、クロマグロの過剰漁獲、IUU 漁業の可能性について指摘し、リビアは、今後報告を徹底することを表明した。

エ 蓄養の管理強化

クロマグロ蓄養に関する勧告が修正され、蓄養場に搬入するための魚を漁獲する漁船をリスト化し、リストに掲載されていない漁船から蓄養場に魚を搬入することは禁止されることとなった。また、ICCAT に登録された正規の蓄養場以外の蓄養場、及び、同勧告に基づくサンプリングを実施していなかった蓄養場からの輸入は禁止されることとなった。

(6) 南極海洋生物資源保存委員会 (CCAMLR)

南極海洋生物資源について利用を含めた保存管理を行っている南極海洋生物資源保存委員会の第24回年次会合が、2005年10月24日から11月4日にかけてオーストリアのホバートにおいて開催された。

主要議題の結果は以下のとおり。

ア オキアミ・メロ等の保存措置

オキアミ、メロともに、我が国が関係する海区での漁獲枠が従来水準で維持された。

また、メロ漁業について提案していた改良漁具の使用が認められた。

イ メロ漁業の IUU 操業の抑制

IUU 漁業対策として、従来から IUU 漁船リストに掲載されている15隻(加盟国船2隻、非加盟国船13隻)に加え、新たに非加盟国船4隻を追加することとなった。また、従来から掲載されていた漁船の

うち1隻（非加盟国船）については、客船に改造されたことが明らかになったため、リストから落とすこととなった。この結果、IUU 漁船リストには、18隻（加盟国船2隻、非加盟国船16隻）が掲載される。

さらに、IUU 漁船リストに掲載された非加盟国船の主要船籍国であるトーゴ、赤道ギニア、グルジアに対し、CCAMLR の保存措置を遵守することを求める書簡を発出することとなった。

ウ オブザーバー乗船

メロ漁業で導入されている国際科学オブザーバーの乗船義務規定のオキアミ漁船への拡大については、我が国、韓国の反対で導入されなかった。

(7) みなみまぐろ保存委員会（CCSBT）

2005年10月に開催されたCCSBT 第12回年次会合では、資源の悪化が懸念されるみなみまぐろの漁獲枠の削減等が議論されたが、2006年の漁獲枠削減については合意に至らず、引き続き議論するとともに、各国の漁獲レベルが2005年漁期レベルを超えないことが合意された。

非加盟国でありながら、多くのみなみまぐろを漁獲するインドネシアに対し、ポジティブリスト決議に基づくCCSBT メンバーによるみなみまぐろの輸入停止が引き続き継続される旨の書簡を事務局長より発出することで合意した。

(8) 中部及び西部太平洋における高度回遊性魚種資源の保存管理に関する条約（WCPFC）

2004年6月19日に発行した同条約に対し、我が国は翌2005年7月8日に加入書を寄託、同年12月にポンペイ（ミクロネシア）で開催された第2回委員会年次会合より、我が国は正式メンバーとして参加した。

同会合において、北緯20度以北の水域における保存管理措置を担当する北小委員会が正式に設立され、我が国が議長に選出された。

条約水域における過剰漁獲能力問題について、決議に違反して増隻した台湾系大型まき網漁船と同等の漁獲能力を、2007年1月までに関係国が協力して削減する旨の決議が採択された。

保存管理措置については、以下のとおり合意された。

①メバチ・キハダ

まき網漁業の漁獲努力量（南北20度の間の水域）を現状レベルに制限するとともに、はえ縄漁業のメバチ漁獲量を2001年から2004年の平均に制限する旨合意。

②北太平洋ビンナガ

北小委員会からの勧告に基づき、北太平洋ビンナガの漁獲努力量を現状レベルに制限する旨合意。

③南太平洋ビンナガ

北太平洋ビンナガの保存管理措置導入により南太平洋へ漁獲努力量がシフトすることを防止するため、漁船隻数を現状レベルに制限する旨合意。

監視取締措置について、乗船検査、VMS、委員会オブザーバーの実施手続に重点を置き、今後も継続検討していくこととされた。

(9) ベーリング公海漁業問題

「中央ベーリング海におけるすけとうだら資源の保存及び管理に関する条約」（ベーリング公海漁業条約）に基づく第10回年次会議が2005年9月6日から9日までの間、韓国（釜山）において開催された。年次会議には加盟6か国（日本、中国、韓国、ポーランド、ロシア、米国）が出席した。なお、年次会議の期間中の9月6日から8日までの間、科学技術委員会が開催された。

（協議の概要）

○科学技術委員会

2004年/2005年に行われた日米共同調査の調査結果について報告がなされ、10年以上にも及ぶモラトリアムにもかかわらず、条約に定める資源量を間接的に推定する特定水域（ボゴスロフ水域）の推定資源量は253千トンであることが確認された。

また、特定水域（ボゴスロフ水域）における調査の結果に基づき、2006年のアリューシャン海盆系群すけとうだら資源の生物学的漁獲可能量（AHL）を9,168トンに決定した。これをうけ、我が国より、たとえ資源量が少なくても科学的に根拠があれば漁獲可能水準（AHL）を設定すべきであり、協定第7条第1項に従い科学技術委員会において決定したABCを同水準のAHLとする旨提案したところ、ほとんどの国が我が国の提案について反対の意を唱えなかったが、本会議において、米国及びロシアが協定第7条第2項に従い資源が非常に低い状況においては167万トンを超えなければAHLをゼロとすべきと主張したため、AHLの設定についてのコンセンサスは得られず、AHLは「ゼロ」とされた。

○年次会議

科学技術委員会の報告を受けた年次会議では、我が国から科学技術会議で承認されたABCを基に、AHL（漁獲可能水準）の設定の提案を行ったが、沿岸国（米国、ロシア）の反対によりコンセンサスが得られず、条約の規定に従い、2006年における漁獲可能量をゼロとする旨決定された。

次回年次会議については、ポーランドにおいて開催されることとなった。

(10) ストラドリング・ストック（SS）及び高度回遊性

魚種（HMS）に関する国連協定

1992年6月リオ・デ・ジャネイロで開催された「国連環境開発会議（UNCED）」においてストラドリング・ストック及び高度回遊性魚種資源の保存・管理についての沿岸国の優先的権利の主張がなされた。それに対し、我が国、EC、米国等「国連海洋法条約」の規定を逸脱しているとの反論により、結局、国連主催の政府間協議で検討されることとなり、ニューヨークの国連本部において1993年4月に第1回会合が開催され、1995年8月、第6回会合でコンセンサスにより協定が採択された。

本協定の目的は、国連海洋法条約を効果的に実施し、ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源の保存と合理的利用を確保することである。保存管理措置については、EEZ内外での一貫性の確保、

地域漁業機関への協力義務、地域漁業機関が定めた措置への当該機関非加盟国の遵守義務等が規定されており、取締りについては、転載の規制、旗国以外の検査官により乗船・検査制度の導入等が規定されている。本協定は、30ヶ国が批准したことから、2001年12月11日に発行した。

なお、我が国は1996年11月に署名を行ったものの、種々の問題を有するWCPFCの採択など、その後の状況変化を踏まえて、本協定を締結していなかったところであるが、2005年にWCPFCに加入したことにより、我が国は本協定の批准に向けた手続きを開始した。

(1) インド洋まぐろ類委員会（IOTC）

2005年5月にセイシェルにてIOTC第9回年次会合が開催された。

ア 台湾問題

台湾の漁獲努力量増大及び漁獲物の産地付け替え問題について、我が国より問題提起したところ、各国からメバチ資源への影響や資源評価作業への悪影響に強い懸念が示され、台湾の違反行為が厳しく非難された。また、台湾はインド洋最大の漁業勢力であるにも関わらず、その地位の特殊性からIOTCへ参加できず、台湾に対して貿易制限決議等を適用することができない状況であるため、今般の台湾に対しては漁獲量の削減を要求し、具体的な管理改善措置を講じない場合には、制裁を含む厳しい措置を検討する旨、議事録に残すとともに、2006年に特別会合を開催し、協定改正（FAOからの独立）を含む参加枠組みの検討を行うこととした。

イ 保存管理措置

メバチの保存管理措置について、全ての漁業種類において漁獲量・漁獲努力量を削減すべきとの科学

委員会の勧告を受け、国別漁獲制限の設定について議論されたが合意に至らず、1) 加盟国及び協力的非加盟国は、メバチ漁獲量を近年のレベルから増加させない、2) 過去の決議に反して漁獲を増加させた台湾は35,000トン（2003年の漁獲量報告：57,000トン）に制限、3) 次回会合で3年間の暫定漁獲制限を策定し、その間に漁獲配分を検討、4) 将来の漁獲配分は、本決議の遵守状況を考慮する等の措置が採択された。また、ポジティブリストについて、旗国の排他的経済水域外で操業する24m以下の小型船もポジティブリストの対象とすることとした。

ウ 混獲対策

サメの魚体の完全利用を求める決議、海鳥のFAO海鳥混獲削減行動計画の導入を促進するとともに混獲データの収集等を行う勧告及び海亀のFAO海亀混獲ガイドラインに基づく対策の導入及び混獲データ収集を行う勧告が採択された。

エ 協力的非加盟国

ベリーズについて、漁獲報告量が輸入量に比べ極端に少ないことが確認され、協力的非加盟国の申請が棄却され、当該過小報告は委員会の資源管理努力を阻害するものとしてIOTCの貿易制裁基準に基づく特定措置がとられた。

第12節 漁 船 対 策

1 漁船の勢力と建造状況

我が国の漁船勢力の実態を把握するため、毎年12月31日現在の漁船統計表を作成している。この統計は各都道府県における漁船の登録隻数と、漁船登録を必要としない総トン数1t未満の無動力漁船数を集計したもので、16年末については、表16のとおりである。

また、漁船法（昭和25年法律第178号）第4条1の規定に基づく17年度の農林水産大臣の漁船建造許可件数は表17のとおりである。

2 漁船の依頼検査と性能改善

漁船法第25条の規定に基づく漁船の依頼検査の16年度実績は、総合検査4件、船体検査2件、機関関係検査11件の合計17件、検査手数料収入総額は262万円であった。

3 漁 船 の 輸 出

漁船の外国への譲渡（輸出）又は貸渡しについては、経済産業大臣が輸出貿易管理令に基づいて承認するこ

表15 平成16年漁船統計表

漁業種類 Type of Fishery	船型 Size	船 質	総 計		動 力 漁 船		無動力漁船	
			隻 数	総トン数	隻 数	総トン数	隻 数	総トン数
			NO.	G.T.	NO.	G.T.	NO.	G.T.
総	計	S	4,234	514,291.88	4,234	514,291.88	0	0.00
		W	17,188	26,780.03	14,278	24,734.07	2,910	2,045.96
		F	309,385	780,114.67	304,021	773,816.05	5,364	6,298.62
		T	330,807	1,321,186.58	322,533	1,312,842.00	8,274	8,344.58
淡 水 漁 業		S	28	48.85	28	48.85	0	0.00
		W	3,470	1,613.12	1,638	837.36	1,832	775.76
		F	8,255	8,345.09	6,997	7,812.64	1,258	532.45
		T	11,753	10,007.06	8,663	8,698.85	3,090	1,308.21
合 (海 水 漁 業)	計	S	4,206	514,243.03	4,206	514,243.03	0	0.00
		W	13,718	25,166.91	12,640	23,896.71	1,078	1,270.20
		F	301,130	771,769.58	297,024	766,003.41	4,106	5,766.17
		T	319,054	1,311,179.52	313,870	1,304,143.15	5,184	7,036.37
内 水 面		S	7	13.30	7	13.30	0	0.00
		W	129	64.21	50	28.86	79	35.35
		F	692	619.58	599	573.90	93	45.68
		T	828	697.09	656	616.06	172	81.03
採 介 藻		S	236	4,273.27	236	4,273.27	0	0.00
		W	3,690	2,911.59	3,109	2,616.79	581	294.80
		F	87,852	122,720.28	84,794	120,556.94	3,058	2,163.34
		T	91,778	129,905.14	88,139	127,447.00	3,639	2,458.14
定	置	S	383	4,862.57	383	4,862.57	0	0.00
		W	342	1,079.25	231	682.09	111	397.16
		F	10,510	44,792.05	9,999	41,822.34	511	2,969.71
		T	11,235	50,733.87	10,613	47,367.00	622	3,366.87
一 本 つ り		S	365	30,073.44	365	30,073.44	0	0.00
		W	5,040	8,678.45	5,006	8,651.03	34	27.42
		F	97,665	218,534.62	97,606	218,465.06	59	69.56
		T	103,070	257,286.51	102,977	257,189.53	93	96.98
は え な わ		S	122	6,525.47	122	6,525.47	0	0.00
		W	304	983.37	301	974.59	3	8.78
		F	7,985	28,906.27	7,979	28,899.73	6	6.54
		T	8,411	36,415.11	8,402	36,399.79	9	15.32
刺	網	S	488	19,086.11	488	19,086.11	0	0.00
		W	1,352	1,876.94	1,319	1,820.90	33	56.04
		F	46,916	103,171.52	46,834	103,083.19	82	88.33
		T	48,756	124,134.57	48,641	123,990.20	115	144.37
ま き 網 (網 船)		S	141	21,947.63	141	21,947.63	0	0.00
		W	64	384.17	50	315.73	14	68.44
		F	1,121	10,658.54	1,109	10,590.36	12	68.18
		T	1,326	32,990.34	1,300	32,853.72	26	136.62
ま き 網 附 属 船		S	484	48,569.36	484	48,569.36	0	0.00
		W	30	310.51	23	307.71	7	2.80
		F	1,713	18,574.67	1,710	18,572.19	3	2.48
		T	2,227	67,454.54	2,217	67,449.26	10	5.28
敷	網	S	59	3,975.23	59	3,975.23	0	0.00
		W	79	256.86	73	242.20	6	14.66
		F	1,723	11,895.12	1,721	11,892.44	2	2.68
		T	1,861	16,127.21	1,853	16,109.87	8	17.34
底 び き 網		S	458	26,273.11	458	26,273.11	0	0.00
		W	1,122	4,924.11	1,122	4,924.11	0	0.00
		F	13,557	69,882.69	13,557	69,882.69	0	0.00
		T	15,137	101,079.91	15,137	101,079.91	0	0.00
以 西 底 び き 網		S	32	3,706.26	32	3,706.26	0	0.00
		W	0	0.00	0	0.00	0	0.00
		F	0	0.00	0	0.00	0	0.00
		T	32	3,706.26	32	3,706.26	0	0.00
遠 洋 底 び き 網		S	13	11,546.62	13	11,546.62	0	0.00
		W	0	0.00	0	0.00	0	0.00
		F	0	0.00	0	0.00	0	0.00
		T	13	11,546.62	13	11,546.62	0	0.00
ひ き 網		S	279	2,790.94	279	2,790.94	0	0.00
		W	443	1,362.21	337	1,183.07	106	179.14
		F	6,845	38,442.05	6,755	38,348.99	90	93.06
		T	7,567	42,595.20	7,371	42,323.00	196	272.20
か つ お ・ ま ぐ ろ		S	618	216,397.36	618	216,397.36	0	0.00
		W	5	122.06	5	122.06	0	0.00
		F	686	22,800.00	686	22,800.00	0	0.00
		T	1,309	239,319.42	1,309	239,319.42	0	0.00
捕	鯨	S	8	250.65	8	250.65	0	0.00
		W	0	0.00	0	0.00	0	0.00
		F	4	36.39	4	36.39	0	0.00
		T	12	287.04	12	287.04	0	0.00
官 公 庁 船		S	285	84,586.22	285	84,586.22	0	0.00
		W	10	72.54	10	72.54	0	0.00
		F	863	3,515.35	862	3,514.19	1	1.16
		T	1,158	88,174.11	1,157	88,172.95	1	1.16
運 搬 船		S	124	17,107.09	124	17,107.09	0	0.00
		W	51	348.34	44	346.09	7	2.25
		F	1,815	14,405.21	1,805	14,340.63	10	64.58
		T	1,990	31,860.64	1,973	31,793.81	17	66.83
冷 凍 運 搬 及 び 母 船		S	0	0.00	0	0.00	0	0.00
		W	0	0.00	0	0.00	0	0.00
		F	0	0.00	0	0.00	0	0.00
		T	0	0.00	0	0.00	0	0.00
雑 漁 業		S	104	12,258.40	104	12,258.40	0	0.00
		W	1,057	1,792.30	960	1,608.94	97	183.36
		F	21,183	62,815.24	21,004	62,624.37	179	190.87
		T	22,344	76,865.94	22,068	76,491.71	276	374.23

表16 平成17年度漁業種類別・トン数別建造許可隻数

1. 銅・軽合金船

区 分 漁業種類	総 数		50トン未満		50トン以上 100トン未満		100トン以上 200トン未満		200トン以上 300トン未満		300トン以上 500トン未満		500トン以上 1,000トン未満		1,000トン以上	
	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数
かつお・まぐろ	1	149					1	149								
底 び き 網	0	0														
ま ぎ 網	3	1,541									2	799	1	742		
ま き 網 付 属	2	342			1	99			1	243						
は え な わ	0	0														
刺 網	0	0														
ひ き 網	0	0														
敷 網	0	0														
一 本 つ り	1	184					1	184								
運 搬 船	0	0														
養 殖 業	0	0														
定 置	0	0														
採 介 藻	0	0														
官 公 庁 船	6	1,537	1	27	1	61	1	195	1	256	2	998				
計	13	3,753	1	27	2	160	3	528	2	499	4	1,797	1	742	0	0

2. FRP 船

区 分 漁業種類	総 数		20トン未満		20トン以上 30トン未満		30トン以上 40トン未満		40トン以上 50トン未満		50トン以上 70トン未満		70トン以上 100トン未満		100トン以上	
	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数
かつお・まぐろ	7	133	7	133												
底 び き 網	2	34	2	34												
ま ぎ 網	4	76	4	76												
ま き 網 付 属	0	0														
は え な わ	0	0														
刺 網	0	0														
ひ き 網	0	0														
敷 網	0	0														
一 本 つ り	0	0														
運 搬 船	0	0														
養 殖 業	0	0														
定 置	0	0														
採 介 藻	0	0														
官 公 庁 船	0	0														
計	13	243	13	243	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注1：漁船法第4条第1項の規定に基づき農林水産大臣の許可を受けた建造隻数である。

注2：総トン数については、単位未満を四捨五入したため、計と内訳が一致しない場合がある。

注3：本船の建造は無し。

ととなっている。この際に、国際的な漁業秩序を乱し、あるいは国際的に合意された資源保護措置の効果を減殺するおそれがないか、水産庁に事前協議することとしている。17年度における貸渡しは4カ国21隻、輸出については11カ国2隻であった。

4 漁船安全等技術開発事業

漁業生産は昭和50年代以降大幅な減少傾向に転じ、漁業経営の悪化、漁業就業者の減少・高齢化が漁業地域の活力低下を招いている状況にある。このため、沿岸及び沖合漁業では一人乗り操業や高齢者による操業が多くなり、転覆・衝突事故の他、漁ろう中の不注意・作業ミス等から海中転落事故が多発している。これら漁船による死亡事故は、漁業の活性化を阻害するだけでなく、漁業が危険であるというイメージを定着させ、他産業からの新規参入を妨げており、この克服が漁業の健全な発展のための課題となっている。

したがって、漁船の安全を確保するための資料収集、解析及びシステムの構築等により適切な漁船対策を行い、後継者や新規参入者を安定的に確保して漁業の活性化に資する。

(1) 漁船安全対策等事業

IMO(国際海事機関)等の国際取決め及び国内規制・基準が我が国の漁業環境実態に比して過重なものとならないよう、気象・海象・船型等のデータの収集・解析等を行うとともに、漁船に関する乾舷及びリサイクルについての調査検討を行った。また、国際協定に基づき提出することとされている漁船に関するデータを、効率的に収集・整備できる管理システムの開発を行った。

(2) 小型漁船救急支援システム開発

人命の安全を確保するため、操業中の事故や海中転落等の緊急時に、漁船及び転落者から緊急事態を自動的に知らせる無線システムの開発を行った。

第13節 漁港・漁場・漁村の整備及び維持管理

1 漁 港 の 指 定

漁港の指定については、26年以来漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第6条の規定により行っている。その内容は表17のとおりである。

表17 指 定 漁 港 数

漁港種類	17年度 指 定	17年度 取消し	16年度 ま で	17年度 末現在
第1種漁港	—	4	2,214	2,210
第2種漁港	—	—	495	495
第3種漁港	—	—	114	114
第4種漁港	—	—	101	101
計	0	4	2,924	2,920

(注) 第3種漁港には特定第3種漁港(八戸ほか12港)が含まれている。

2 漁 港 の 管 理

17年度において、漁港漁場整備法第25条第3項の規定により漁港所在地の地方公共団体を漁港管理者に決定した漁港は13漁港であり、17年度末の漁港数は表18のとおりである。

表18 漁港管理者別漁港数

漁港種類	16年度 末まで	総 数	17年度末	
			都道府 県管理	市町村 管 理
第1種漁港	2,214	2,210	363	1,847
第2種漁港	495	495	308	187
第3種漁港	114	114	108	6
第4種漁港	101	101	101	—
計	2,924	2,920	880	2,040

3 漁 港 ・ 漁 場 ・ 漁 村 の 整 備

(1) 漁港漁場整備長期計画

漁港漁場整備長期計画は、漁港漁場整備法に基づき、水産業の抜本的な構造改革を推進し、漁場・漁港・漁村の整備を総合的かつ計画的に実施するため、施策の目的や成果に重点をおいて策定している。平成14年度から平成18年度の5年間に次の基本課題について重点的かつ総合的に取り組む。

ア 水産資源の持続的利用と良質な水産物を安全で効率的に供給する体制の整備

イ 水産動植物の生育環境となる漁場等の積極的な保全・創造

ウ 水産業の振興を核とし良好な生活環境の形成を目指した漁村の総合的な振興

以上の取組を総合的かつ効率的に実施することにより、概ね10年後を目途に、

(ア) 50年代初頭(200海里導入時)の漁場環境や沿岸漁業の生産の水準を念頭に、漁港漁場整備事業を通じて、沿岸域の漁場環境の回復と漁業生産量の増産を図るとともに、生産流通の機能の高度化を図る。

(イ) 漁業集落排水処理を行うこととしている漁村の処理人口比率を小都市並（概ね6割）にすることを旨とし、漁港・漁場の水域環境と漁村の生活環境・労働環境の改善を図る。

計画期間における事業量は、整備する対象を重点化し、次のとおりとする。

- a 水産動植物の増殖及び養殖を推進するべき拠点のうち概ね750地区、また、生産流通の効率化及び品質・衛生管理の強化を図るべき拠点のうち概ね350地区を整備。
- b 概ね5千haの藻場・干潟の造成に相当する水産動植物の生育環境を新たに保全・創造。
- c 漁村の活性化のための整備を概ね430地区において実施。

(2) 直轄特定漁港漁場整備事業

この事業は、漁港漁場整備法に規定する漁港漁場整備方針に適合した特定漁港漁場整備事業計画に基づき、国が漁港施設のうち基本施設、輸送施設又は漁港施設用地（公共施設用地に限る。）の整備を行う事業であって、計画事業費が一事業につき20億円を超えるもの等一定の要件を満たすものである。17年度においては、162億674万円をもって33地区について事業が実施された。

(3) 地域水産物供給基盤整備事業

この事業は、水産資源の増大と持続的利用に資する共同漁業権の区域内等地先の漁場と、当該漁場に密接に関連する第1種漁港等で沿岸漁業及び増養殖の振興に資する漁港を一体的に整備する事業であって、計画事業費が一事業につき3億円を超えるもの等一定の要件を満たすものである。17年度においては、事業費860億8,600万円（国費532億7,000万円）をもって479地区について事業が実施された。

(4) 広域漁港整備事業

この事業は、第3種漁港、第4種漁港等の整備及びそれらの漁港を本拠地とする漁船が利用する共同漁業権の区域内等地先の漁場施設について一体的に整備する事業であって、1漁港あたりの計画事業費が3億円を超えるもの等一定の要件を満たすものである。17年度においては、事業費816億8,500万円（国費495億1,400万円）をもって289地区について事業が実施された。

(5) 広域漁場整備事業

この事業は、共同漁業権の区域外において、利用が広範囲にわたる規模の大きな漁場や共同漁業権の設定されている区域外と機能上密接に関連する漁場を整備する事業であって、計画事業費が一事業につき3億円を超えるもの等一定の要件を満たすものである。17

年度においては、事業費235億5,700万円（国費119億4,700万円）をもって94地区について事業が実施された。

(6) 漁港漁場機能高度化総合補助事業

この事業は、漁港・漁場施設を総合的に維持、補修若しくは改良することにより、漁港・漁場施設の利用を増進させるとともに、水産資源の生息環境の保全、品質・衛生管理強化、高齢者等への配慮、新技術を応用した施設の導入等による既存の漁港・漁場施設の機能の高度化、多機能利用を図る事業であって、計画事業費が一事業につき3億円以下のもの等一定の要件を満たすものである。17年度においては、事業費74億7,600万円（国費37億7,100万円）をもって通常分として、69地区、統合補助事業分として36道府県について事業が実施された。

(7) 漁場環境保全創造事業

この事業は、公害等の原因により効用の低下している沿岸漁場の生産力の回復や水産資源の生息場の環境改善を図るため、漁場のたい積物除去、しゅんせつ、作れい、耕うん、覆土、水路の掘削、藻場・干潟の造成等を行う事業で、計画事業費が一事業につき5千万円を超えるもの等一定の要件を満たすものである。17年度においては、事業費64億3,200万円（国費32億1,600万円）をもって56地区について事業が実施された。

(8) 漁港水域環境保全対策事業

この事業は、漁港区域内の水質の保全等水域の環境保全のため汚泥その他公害の原因となるたい積物等の除去、水質浄化施設の整備等を行う事業で、計画事業費が一事業につき3千万円を超えるもの等一定の要件を満たすものである。17年度においては、事業費4億2,600万円（国費2億1,300万円）をもって4地区について事業が実施された。

(9) 農林漁業用揮発油税財源身替漁港関連道整備事業

農林漁業用揮発油税に関する税制上の代替措置の一環として、漁獲物の流通及び漁業用資材の輸送の合理化によって漁港機能の充実と漁業生産の近代化を図り、併せて漁村環境の改善を図るため、40年度から漁港管理者たる地方公共団体又はその他の地方公共団体に助成して実施されているものであり、17年度においては、事業費33億6,000万円（国費16億9,300万円）をもって16地区について事業が実施された。

(10) 作業船整備

北海道の直轄工事ににおいて使用する国有作業船の建造、修理、改造及び北海道の漁港の機能増進のために必要な機械設備の開発試験を行った。17年度の経費は2,000万円であった。

(11) 漁港環境整備事業

この事業は、漁港の環境向上に必要な施設を整備し、漁港の景観の保持、美化を図り、快適にして潤いのある漁港環境を形成し、併せて作業の効率、安全性の向上等に資するものであって、計画事業費が一事業につき50百万円以上のもの等一定の要件を満たすものである。平成17年度においては、事業費3,662百万円(国費1,831百万円)をもって23道県について事業が実施された。

(12) 漁業集落環境整備事業

この事業は、漁港の背後の漁業集落等における生活環境の改善を図ることにより、水産業の振興を核とした漁村の健全な発展に資するものであって、計画事業費が一事業につき30百万円以上のもの等一定の要件を満たすものである。平成17年度においては、事業費20,600(百万円)(国費10,312(百万円))をもって138地区について事業が実施された。

(13) 漁村づくり総合整備事業

この事業は、条件不利地域に立地する漁村を対象として、地域の生産と生活基盤である漁港施設の整備及び漁村の生活環境の整備を総合的かつ一体的に推進するものであり、計画事業費が一事業につき漁港施設で3億円以上10億円以下のもの等一定の要件を満たすものである。平成17年度においては、事業費2,174(百万円)(国費1,213(百万円))をもって、11道県について事業が実施された。

(14) 漁村再生交付金

この事業は、地域の既存ストックの有効活用等を通じた生産基盤と生活環境施設の効率的整備を推進することによって个性的で豊かな漁村の再生を支援するものであり、計画事業費が一事業につき50(百万円)以上200(百万円)以下のもの等一定の要件を満たすものである。平成17年度においては、事業費5,687(百万円)(国費30(百万円))をもって、19県について事業が実施された。

(15) 水産基盤整備調査事業

水産基盤整備事業の効果的・効率的実施に関し、開発手法等の確立がされていない技術的課題のうち全国的なものについて調査・解明し、新技術の開発を計るほか、漁港機能の増進、漁場の整備及び開発並びに漁港背後の漁業集落における生活環境改善のために必要な調査を実施することにより、水産基盤整備事業の計画的・効率的かつ円滑な実施に資することを目的とする。

水産基盤整備調査費

71調査事業費 6億8,112万円(定額)

水産基盤整備調査費補助

16カ所事業費 1億6,600万円(国費8,300万円)

(16) 後進地域開発促進法適用団体等補助率差額

後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律第2条の適用団体(県)が行った特定漁港漁場整備事業、指定漁港漁場整備事業(5,000万円以上のものに限る。)、海岸保全施設整備事業及び漁港関連道整備事業(過疎地域及び山村地域の基幹道路を含む。附帯事業を除く。)に係る補助金等について、特例法の定める引上率(最高1.25まで)により16年度において当該適用団体に補助率差額76億3,877万円を交付した。

(内訳) 整備課分

水産基盤分	7,667,000,000円
	(うち有明分 79,224,000円)
関連道分	51,000,000円
計	7,718,000,000円
(有明分を除く水産基盤分	7,638,776,000円)

(17) 漁港高度利用促進対策事業

漁港高度利用促進対策事業は、高度な漁港の利用等による漁業の振興に資するため、就労・衛生環境の改善、漁業活動とのトラブル防止、地域資源や高度情報の利活用等を推進する施設等の整備を行う事業であり、16年度においては、国費15億4,099万円をもって22都道県において事業が実施された。

(18) 新漁村コミュニティ基盤整備事業

新漁村コミュニティ基盤整備事業は、都市と漁村が共生・対流する活力ある社会を実現するため、「人・もの・情報」が循環する共通社会基盤を備えた新たなむらづくりを推進するために、市町村のイニシアティブの下、地域全体の振興計画に基づき、新漁村コミュニティ基盤整備事業を核として、地域の戦略的な取組の支援等のソフト施策と水産基盤整備事業等のハード整備を一体的に展開し、住民参加型の新しい漁村コミュニティづくりを推進する事業であり、16年度においては、国費20億4,177万円をもって19道県において事業が実施された。

(19) 漁港漁村活性化支援事業

地域住民等の理解と参画を得て、都市と漁村の共生・対流を図るため、交流拠点施設の整備等と連携し、漁村における受入体制の構築、美しい日本の漁村づくり及び漁業と海洋性レクリエーションの共存しうる海面利用関係の構築を図るための取組について、都道府県及び市町村等に対し助成した。

(20) 都市漁村交流促進事業

都市漁村交流の促進を図るため、交流促進方策の検討、交流情報の調査及び普及啓発活動等を行った。

4 水産業・漁村の多面的機能

(1) 趣 旨

水産業及び漁村の有する多面的機能全般について、その実態の把握及び国民的な理解の促進を図るための調査、情報提供等を行うとともに、機能の計量化を含めた総合的な評価を行い、さらに水産業及び漁村の有する多面的機能についての国民の理解と支持を得た上で、その適切かつ十分な発揮に向けた具体的な施策の在り方を検討することとしているところ。

(2) 内 容

①水産業・漁村の多面的機能普及啓発推進事業

日本学術会議の答申を踏まえ、水産業・漁村の多面的な機能への更なる国民的理解の促進及び国民的なコンセンサスの形成を推進するため、水産業及び漁村の多面的な機能についてのシンポジウムの開催、パンフレットの作成・配布による普及・啓発活動、多面的機能の定量的評価手法の確立と評価の実施を行った。

(H17年度予算額 29,976千円)

②離島漁業再生支援交付金

生産資材の獲得や販売など、主として輸送の面において不利な条件にあり、漁業就業者の減少や高齢化が進展する離島において、地域の漁業を再生するための漁場の生産力の向上や集落の創意工夫を活かした新たな取組を支援し、もって離島の果たす多面的機能の維持増進を図るための交付金制度を創設した。

制度の対象となる離島を有する都道府県は26都道府県あり、初年度である17年度においてはそのうち11道県47市町村712漁業集落において交付金支援による漁業再生活動が実施された。(H17年度予算額 1,740,024千円)

術開発として海洋深層水の汲上げ・拡散による漁場造成技術の確立、新素材等を利用した藻場や海中林の造成技術、微生物の浄化作用等を利用した底質・水質等環境改善技術のための技術開発、二枚貝資源の増殖支援技術の開発及びアマノリ葉体の品質を保持できる新たな凍結保存技術の開発を実施した。

②遺伝子組換え魚介類に係る評価技術の開発

遺伝子組換え魚介類を効率的に識別する技術や遺伝子組換え魚介類が自然環境に与える影響を明らかにするための技術開発を実施した。

③廃 FRP 漁船高度利用技術開発事業

FRP（ガラス繊維強化プラスチック）は、高強度、高耐久性かつ軽量であることから、我が国では現在30万隻を越える小型漁船に使用されており、今後耐用年数が過ぎた FRP 漁船が大量に発生することが危惧されている。このため、本事業では効果的な廃 FRP 漁船の処理技術を確立するため、廃 FRP 漁船を魚礁材、水質浄化材等として優れた特性を有するリサイクル高機能資材に変換する技術開発の実用化試験及び魚礁等への再利用効果試験を実施した。

(2) 水産業振興型技術開発事業

我が国水産業は、周辺水域の資源状況の悪化、生産量の減少、魚価の低迷等厳しい状況に直面している。このような中、競争力のある水産経営を実現するため、今までの水揚量・金額に頼る経営から、収益を重視する経営への転換を図る必要があり、これを支援するための水産技術の革新が強く求められている。このため、従来からの取組の整理・統合により、水産業の競争力強化に資する研究・開発を実施した。

①青色発光ダイオード集魚灯によるイカ釣り漁業革命事業

青色発光ダイオード（LED）を利用した低電力高効率のイカ釣り漁業の集魚灯を開発し、漁獲効率や燃料消費量等のランニングコスト、初期設備投資等の低減効果を明らかにするため、最も効率的な搭載方法や、操作手法、操業形態等について検証するための実証化実験を実施した。

②漁船漁業地球温暖化対策導入事業

京都議定書により我が国に課せられた二酸化炭素排出量削減目標を達成するためには、石油エネルギーに依存している漁船漁業についても実効性のある排出削減措置が必要であるが、二酸化炭素排出量を削減しつつ、漁船漁業が産業として継続していくためには、従来の化石燃料由来のエネルギー多消費を前提とした漁労技術を改める等、従来とは異なった漁船漁業体系を早急に構築する必要性に迫られている。

第14節 水産関係試験研究

1 水産業新技術開発事業

(1) 漁場環境・水産資源持続的利用型技術開発事業

我が国漁業は、周辺水域の資源状況の悪化、生産量の減少、魚価の低迷等厳しい状況に直面していることから、漁業の基盤である水産資源の増大、維持・回復が重要な課題となっており、資源の回復等に向けた取組の一環として、良好な漁場環境を確保し、資源の持続的な利用を図るための研究・開発が強く求められている。

①漁場環境の改善を図るための技術開発

漁場環境の改善や資源の持続的利用を図るための技

このため、既に他産業で導入が進められている二酸化炭素排出量の削減等に有望な技術成果の漁船漁業への導入に関する調査研究を実施した。

③「ブランド・ニッポン」漁獲物生産システム開発事業

食の安全安心対策の構築の一環として、新鮮でおいしい「ブランド・ニッポン」漁獲物を提供するため、安全・高品質等消費者ニーズの多様化に対応し、食品情報の新たな明示システムと消費を考慮した生産技術からなる我が国独自の高付加価値化、ブランド化された漁獲物の生産・供給体系技術の確立を目的として、以下のような技術開発を実施した。

- ① まぐろの船上加工・ブランド化システムの開発
- ② 可視化による魚類鮮度計測技術の開発
- ③ 魚類の品質連続測定システム技術の開発
- ④ 活魚・鮮魚用トレーサビリティシステム技術の開発

④先端技術を活用した有明ノリ養殖業強化対策研究

養殖ノリの作柄は、環境への依存が大きく成長や病気の発生には水温や栄養塩濃度が影響し、葉体の褪色には各種栄養塩が影響することが知られている。こうした養殖ノリにあって、平成12年に発生した有明海における養殖ノリの大不作は、有明海関係漁業者に大きな被害を与えるとともに、全国ノリ生産量の約4割を占める有明海の不作は消費者に大きな不安を与えたことから、高品質なノリを安定的に生産するため、ノリの色落ち等に関する遺伝子の解析を行い、その情報を利用した遺伝育種技術の開発を行った。

⑤漁船漁業構造改革促進調査検討事業

漁船漁業の構造改革を促進していく上で、漁業者が関連産業界等と連携し、漁業現場の実態に即した技術開発を行うことが重要であり、また、新たな技術導入には、自由度ある漁船の設計等の技術面に加え、技術導入によるコスト面や経営面での効果等についての専門的かつ技術的な検討が不可欠である。

このため、沿岸漁業を含む漁船漁業における新技術導入に関する現場のニーズや関連技術についての実態調査、導入効果の検証及び実証実験を実施した。

⑥水産バイオマスの資源化技術開発事業

我が国の漁業生産量は、昭和50年代以降減少傾向にあるものの、我が国周辺水域では、漁獲対象魚種以外に相当量の未利用生物資源が存在しているとの報告がある。漁業活動の対象となっていなかったこれらの生物資源の持つ有用成分や機能を活用した食品素材等への幅広い利用に資するための基礎技術開発は、我が国の水産業の多角的な発展を図る上で重要である。この

ため本事業では、バイオマス資源の有効活用を図るため、アブラソコムツ等の未利用資源やコンブ等海藻類の廃棄物が有する有効成分や機能を活用して食品等への転換を図る技術開発を実施するとともに、水産資源の有効利用と循環型社会の構築を推進するために、水産加工残滓を高鮮度で回収するシステムの開発及び魚類の加工残滓をより高度に飼料等にリサイクルする技術の開発を実施した。

(3) 地域食料産業等再生のための研究開発等支援事業のうち水産業構造改革加速化促進

競争的資金である、民間企業等から課題提案を行う提案公募法式による方式を取り入れ、地域独自あるいは異業種独自の創意と工夫のある技術開発を実施することにより、技術革新による水産業の構造改革を図ることを目的として、以下のような技術開発課題を採択し実施した。

- ① 北欧漁船等の要素技術を導入した次世代型沖合底びき網漁船の開発
- ② 東海・黄海の大中型まき網漁業における中層トロール技術等を導入した新たな操業システムの開発
- ③ 次世代型遠洋まぐろはえ縄漁船の開発
- ④ 経営改革型近海カツオマグロ漁船の開発
- ⑤ 海外まき網漁業において、省人化・省力化及び漁獲物の高付加価値化を目指した新技術・漁労システムを導入した漁船の開発
- ⑥ 揚網作業等の省力、省人化技術を導入した経営改革型まき網漁船の開発
- ⑦ 未利用水産資源を利用する新漁業システムモデルと新型漁船（工船）の開発
- ⑧ 沿岸まき網漁業におけるミニ船団化及びフィッシュポンプ等を導入した経営改革型まき網漁船の開発
- ⑨ さんま棒受網集魚灯光源の技術開発
- ⑩ 冷凍魚の処理機及び魚卵採取機の開発
- ⑪ 水産廃棄物発酵バイオガスのエネルギー利用技術の開発
- ⑫ 大型クラゲの混獲防除機能を持つ底びき網（駆け回し、2そうびき）漁具の技術開発
- ⑬ 水産物流通の出会いを支援するエージェントのシステム化に関する技術開発とその事例評価のための産業関連分析
- ⑭ 定置網漁業における大型クラゲ対策網の開発
- ⑮ イカゴロ・ホタテウロ等の水産加工残滓有効利用技術の実用化開発
- ⑯ 昼イカ釣りおよび他の釣り漁法に転用が可能な

釣り糸巻き取り装置の開発

- ⑰ ブリ類生簀養殖における海域環境の持続的利用、コスト低減を目指した自動給餌システムの開発

- ⑱ 冷凍ホタテ貝柱の白干し高品質加工技術の開発

- ⑲ 漁獲物の死後変化における「生き」の長期化を目的とした新素材水産用保冷剤の開発

(4) 衛星広域利用精度向上技術開発事業

人工衛星のリモートセンシング技術を利用して、雲や降雨でも海面の水温や高度を観測できるマイクロ波データ利用の手法を開発するとともに、漁船からの漁獲情報や水温情報等と衛星画像との解析を行い、マイクロ波データを活用した精度の高い漁場形成の予測に関する技術開発を行った。

2 水産業振興事業調査

有明海等環境情報・研究ネットワーク総合推進事業

平成14年に有明海及び八代海を豊かな海として再生することを目的とする「有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律」が制定され、今後、有明海及び八代海において環境に調和した漁業の実施により漁業生産を回復し、有明海及び八代海の再生を図るための措置を講ずることは、国の重要かつ緊急な施策となっている。

このため、有明海及び八代海を対象として、総合的な調査研究体制を構築するための有明海等環境情報・研究ネットワーク構想を策定するとともに、情報の共有化を図るためのデータベースの整備、情報提供ソフトウェアの設計・開発、漁業実態等の補完調査を実施した。

3 国際漁業問題及び漁業資源に関する調査研究

国際的な資源管理体制の確立に積極的に貢献することを目的として、公海、外国排他的経済水域等において漁獲される高度回遊性魚類（かつお・まぐろ類）、溯河性魚類（さけ・ます類）等の国際漁業資源について、科学的知見に基づく適切な保存管理を実施するために必要な資源調査、科学オブザーバーの育成、二国間協定等科学者交流及びサメ・海鳥を始めとする海洋生物の各種保存管理プログラムの作成を独立行政法人水産総合研究センター等に委託して実施した。

4 漁海況予報事業

漁業資源の合理的利用と漁業生産の効率化により漁業経営の安定を図るため、主要浮魚類の長期漁海況予

報を作成し公表した。また、(社)漁業情報サービスセンターが我が国周辺海域を中心として漁況海況の実況データを収集、分析、提供を行う事業に対して助成するとともに、都道府県が地先沿岸における漁況海況情報の収集・分析・提供を行う事業に対し助成した。

5 独立行政法人水産総合研究センター

独立行政法人水産総合研究センターは、中央省庁等改革により、平成13年4月1日に、これまでの水産庁研究所を統合して新たな組織として設立された。

さらに、その後の法人等改革の流れを受けて、認可法人海洋水産資源開発センター及び社団法人日本栽培漁業協会の事業を引き継ぐため、平成15年10月1日をもって組織の改編を行った。

また、試験研究等業務に当たっては

ア 水産に関する総合的な試験及び研究等を行うことにより、水産に関する技術の向上に寄与すること

イ 海洋水産資源の開発及び利用の合理化のための調査等を行うこと

を目的として、試験研究等業務を行い、国際協力、成果の普及等に努めた。

また、これらの業務を実施するために17年度は運営費交付金151億1224万2千円を交付した。

第15節 水産業改良普及対策

担い手確保・育成漁船建造等推進事業

操業性、居住性や建造コストに優れた漁船の導入を支援し、労働環境、漁獲性能の向上を通じて、資質の高い乗組員の育成と新規就業の確保を図るため、漁船のリースを行う日本鯉鮪漁業協同組合連合会に対して、漁船の建造、取得に必要な経費の一部を助成した。

第16節 船 舶

1 水産庁の船舶

水産庁（瀬戸内海漁業調整事務所・九州漁業調整事務所を含む。）の船舶は総数8隻で、行政需要に対応するため、漁業取締、漁業調査、漁業練習に区分されている。大きさも約150tから約2,600tにまで及ぶものもある。船舶の行政目的による区分、船名、所属、航行区域及び船の規模等については、表19のとおりである。

2 業 務

(1) 漁 業 取 締 船

漁業取締船は水産本庁所属の東光丸他 5 隻の計 6 隻（本庁所属船 3 隻、瀬戸内海漁業調整事務所所属船 1 隻、九州漁業調整事務所所属船 2 隻）である。

漁業取締船は漁業秩序維持の指導及び取締り並びに漁船の保護のため、日本周辺、沖合及び遠洋海域での監視・取締業務に当たっている。

さらに、我が国排他的経済水域において、近年活動の増している外国漁船に対し国連海洋法条約に基づく沿岸国主義の下での取締りを見据え、これら漁船の監視にも努めている。また、国際条約等による漁業資源の保存管理のための操業海域の規制等が強まるとともに、漁業取締船の指導取締対象海域の拡大、規制内容の複雑化等に伴い、漁業取締船の業務の重要性が一層増加している。

(2) 漁 業 調 査 船

漁業調査船は水産本庁所属の開洋丸及び照洋丸の計 2 隻である。これらの調査船は、地域漁業管理機関における資源評価等に必要な調査、漁業協定等に基づいて行われる国際共同調査、国際的な議論の動向に対し迅速に対応することが必要な調査等の実施を主な目的としている。

平成17年度には、アルゼンチン政府との共同調査として、アルゼンチンマツイカの分布、若齢イカの成長、回遊等を調べる「南西大西洋若齢マツイカ加入量調査」、中西部太平洋において魚種別魚体サイズ別の遊泳水深や群れ行動に関する生物学的知見を収集し、まき網における小型魚の混獲回避・魚種選択漁獲の可能性を検討するための「海外まき網漁業で利用される FADs 周辺における小型まぐろ類の行動調査」他、合計 6 調査を実施した。

表19 行政目的別船舶

船 名	使用目的	定員	船籍 (定けい港)	航行区域	船質	総トン数	主機	出力
水産本庁								
開洋丸	漁業調査	45	東京 (東京)	世界全海域	鋼	2,630	ディーゼル	2,574kw×2 電気推進1,100kw
照洋丸	漁業調査	36	東京 (東京)	世界全海域	鋼	2,214	ディーゼル	2,206kw×2 電気推進 350kw
東光丸	漁業取締	35	東京 (東京)	世界全海域	鋼	2,071	ディーゼル	2,942kw×2
白竜丸	漁業取締	28	東京 (東京)	日本沿岸沖合近海	鋼	1,299	ディーゼル	2,206kw×2
白萩丸	漁業取締	23	東京 (博多)	日本沿岸沖合近海	鋼	499	ディーゼル	1,471kw×2
白嶺丸	漁業取締	21	東京 (東京)	日本沿岸沖合近海	鋼	499	ディーゼル	1,471kw×2
白鷗丸	漁業取締	23	東京 (博多)	日本沿岸沖合近海	鋼	499	ディーゼル	2,942kw×1
白鷺	漁業取締	14	東京 (神戸)	日本沿岸沖合近海	軽合金	149	ディーゼル	2,398kw×1
船舶予備員		31						
合 計	8 隻	256						